
平成28年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成28年6月14日 (火曜日)

議事日程(2)

平成28年6月14日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 松上 宏幸	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸	6番 妹川 征男	7番 貝掛 俊之	8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【傍聴者数】 26名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 1 2 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。会場の皆様おはようございます。

通告書に書かれておる内容から進めていきますが、3 月議会にですね、先般の 3 月議会で、町長がうわさ発言という形で、私の妻、「妹川議員の妻として、民生児童委員をしていた。」ないしは、はっきり名前を言いますが、「慶愛優、若松歯科の評議員になっていた、うわさだが。」というような発言に基づいて、また、このような一般質問をせざるを得なくなったということで、始めていきたいと思えます。

平成 27 年 7 月に発行した私のニュースレター NO. 18 号の内容について、町長から訂正するようにと同年 8 月 13 日付の抗議通知書を郵送で受け取った。まさに憲法が保障する表現の自由を侵害するものであった。そこで抗議通知書の内容について、さきの 3 月議会で町長の意図するところを聞こうとしたが、町長は突然、「うわさであるが」と切り出し、私の妻についてのうわさ発言を繰り返した。

さらに、町長は私を攻撃せんがために、「随分相手方の方、慶愛優、若松夫人」、これは私が書いております。とか、「一緒に寄り添って」とか「妹川議員とその奥さんが見えた議事録も残っています。」と何やらいわくありげな言い回しで発言を行った。これらは町長が言う、神聖なる議会をみずからが冒涇したものであり、議会の権威を著しく傷つけた発言であった。

なお、町長のうわさ発言に対して、私は議長に対し、「一般質問における波多野町長の発言取消し及び謝罪を求める要望書」を提出したが、町長の発言取り消しを求めることには当たらないものと判断し、町長への申し入れは行わないとの回答でありました。

また、妻が町長に対し、「平成 28 年 3 月議会における波多野町長の答弁について要望書」を提出したが、いまだ回答がありません。

お手元にある資料を御覧ください。A3ですね、A3の広い部分の資料を皆さん方に配付しておりますので、これを御覧になっていただきたいと思います。左側のほうが、私が小田議長に、「一般質問における波多野町長の発言取り消し及び謝罪を求める要望書」です。右側が日にちが4日遅れていますが、妹川恵美子が波多野茂丸氏に、町長に出したものです。妹川恵美子のほうの下の方には、下から2行目は、「上記の主旨に伴い、町政に当たる最高責任者として、本議会最終日に説明責任を果たし、謝罪して下さるよう要望します」というのは御覧になっておると思います。まさか私がこの議場で夫婦そろってですね、このような文面を出すことについて、ためらいもありましたけれど、ちゃんと真実をしておきたいというような思いでですね、出しております。

そこで（1）平成28年3月における波多野町長の答弁について、妻が町長に提出した要望書に対する町長の見解を求めます。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

妹川議員の一般質問でございますが、まず通告書、今、妹川議員が言われました、（1）要望書に対する町長の見解を求めるといことでございますので、まずそのことからお話をさせていただきます。

妹川議員の奥さんが民生児童委員として地域福祉に尽力されたことに関しましては、敬意を表する次第であります。しかしながら、お手元の要望書、奥さん名の要望書の下から2、4、5行目、「議場において、町長は公僕である当時現役の福祉課長と、ボランティアとして心身から尽くした民生児童委員である一町民の私を同列に扱う発言をされました。このことを見逃すことはできません。」。何が言いたいかと言いますと、これも何度か議場で話が出ておりますように、当時現役の福祉課長、このことに端を発しておるわけでありまして。それから冒頭、まあ奥さんの件だけではなく、御自分の要望書のことにも触れられましたので、そのことにもお話をさせていただきますが、この中に、「うわさを盾にうわさを議場内で発言するという暴挙、冒瀆に及んだものです。これは個人情報保護法に抵触する発言でもあると私は考えます。」ということでございますが、さきの議会におきまして、議事録を見ていただいたらいいと思うんですが、やり取りしましたので、妹川議員も御存知と思いますが、「私は文面を見ておりません。」と。「町民の方で私にそういう話をされた方もおられます。」という前置きをしております。したがって、職務上知り得た情報とは言えないと考えております。

それをまず前段にお話を、この通告書に従いまして、お話をさせていただきますが。この現役の福祉課長との記載があるわけでございますが、奥さんの要望書の中にですね。当時、現役の福祉

課長は社会福祉法人の理事となることになっていた事実というのではないというのは、何度もお話しさせていただいております。そのことでこの文面がここに載っておりますので、特段私の見解はございません。

そもそも、これそろそろ、もう妹川議員も何度もお話しされていますので、そろそろ全てにおいて22年、24年、25年、26年、これはいつか総括をしなくちゃいけないのではないかと考えておりますが、今回はこういう一般質問でございますので、妹川議員のこの一般質問に対しまして一つずつお答えさせていただきます。

今回のことは、平成22年当時、現役の福祉課長が事業者、ちょっと名前、言っているのかあれなんです、新設する特養の理事役員として名を連ねていたと断言した記事が、妹川議員の政治活動であるニューズレターNO. 18に記載されました。これを町民に頒布されたことがことの発端であるわけであります。このニューズレターには「名を連ねていたこと至っては、まさに官製談合を行っていたことの証なのです。」と続けられています。問題なのは、官製談合という重い言葉をですね、何度もニューズレター、議場において発言されておることであるわけでございます。行政を執行する上で公正、公平は根本の考え方であります。私は常日ごろからこのことに注力して行政を運営しています。このため、妹川議員の言われる官製談合なるものとは何なのか、全く意味不明なわけでございます。そもそも役場の現役の福祉課長が理事役員であったという根拠、あるいは証拠はどこにあるのでしょうか。私はその福祉課長が現職であった22年3月末日以前に、特定の事業者の理事に就任していたとか全く承知しておりませんし、あり得ないことだと思っております。

このため、妹川議員も触れられましたが、このニューズレターのその内容の訂正を求めたものであるわけでございます。これについては、前回の一般質問時に理事会名簿なるものを示して、理事として着任することになっていたと妹川議員は発言されました。このことについて、平成27年第2回定例会で妹川議員の発言があります。おおむね原文のまま、ちょっとこのことを読ませていただきます。抜粋内容はこうであります。

「こういうものがあるんですね。これは社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会が出したものです。理事会の理事評議員の中に当時の芦屋福祉課長、この方が理事評議員になっているんですよ。これは出席者欄にも丸印を書いてですね、これは6月の4日にあったんでしょう。スケジュールとしては6月11日に役場に提出し、6月30日に福岡県庁に提出します。こういうものがあるわけですよ。」と妹川議員は発言されております。

妹川議員が言われる当の福祉課長は、十分このこともおわかりのはずなんです、平成22年3月31日に役場を退職されておられるわけでございます。その後の平成22年6月4日に理事などへの就任となると、現役の福祉課長ではないんですよ。それをニューズレターで何度も現役、

現役と断言される。訂正もされない。これから推察すると、現役でないことを承知されていた上で現役と断言されたこととなります。このことについて、どのような理由でニュースレターに記載し、町民に頒布されたのか、ここではっきりしていただきたいと思うのであります。

また、議員も公正、公平の考え方には承知されておられると考えます。しかしながら、妹川議員は特養に関することにおきまして、徹頭徹尾、特定の事業者の側にあったのではないかとも思える発言も多々あり、多々、妹川議員のニュースレターにもあります。これも一般質問の抜粋でございますが、過去の。「顔の見える事業者に主体しているからこそ」とか、「高台にあり、津波対策にもなるし」とか、「そういうのが選定委員会の皆さんや町長にどれだけ受け入れられていたのかなと残念でなりません。」。ここで言うておきますが、私は一切選定委員会にかかわってはおりません。当時、集められた署名簿の内容に追随して、特定の事業者を支援するかのような発言であります。また、前回の一般質問でもお話しましたが、特定の事業者が要望した（発言する者あり）町有地の借用に介して、この事業者の方と同行して来られたようです。（発言する者あり）

そこで、芦屋町では、特別養護老人ホームの事業者選定に際しては、第三者にその優劣を客観的に御判断していただくために、役場関係者を排除して選定委員会を設置していました。その委員の一人に民生委員からの御推薦をいただき、選任することとしました。そのような特養設置事業者選定の過程の中で、これは妹川議員がみずから認められましたが、民生委員の一員であった議員の奥さんが、特定の事業者の役員になられていたという、そういうことについてもどうなのかなという趣旨を含めて発言させていただいたものであります。関連を含めて私の答弁は終わります。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私の質問は、妹川恵美子の上記の趣旨に伴い、本議会最終日に説明責任を果たし、謝罪してくださるよう要望しますということですから、謝罪する気があるかないかということなんですよ。

そうして、今のいろいろな発言されましたけど、そういうことであれば文章に書いて出せばいいじゃありませんか。それすらしない。それで、家内はひどい、むごい仕打ちを受けなければならないのかということなんです。今の町長は評議員の違いとそれから理事の違いのことを全く理解されていない。そして、この平成22年度の嵐さんの問題は、平成22年度のことですよ。今、妻は民生児童委員とそれから、評議員になっているということは平成24年と25年度のことではありませんか。なぜそんなことすり変えるんですか。そして、過去のことをね、次々と述べられましたけど。

次に質問しますが、役員名簿は町長が文書は見えていないと説明されましたが、役員名簿は必ず、協議書を各事業者は出すことになりましたが、役員名簿は守秘義務の対象であります。選定委員会において配付していないと聞くけれども、実際のところ配付したのかどうなんですか、福祉課長。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

選定委員会については、事業者から出た書類、そういった一覧のものは全て提供しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

役員名簿を提供しているということですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

役員名簿を含めて全部の資料を提供しております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

役員名簿の中にですね、それを見たものは選考委員会のメンバー、そして、あなたを含め、町長、副町長が見ているわけですね。これは守秘義務がありますよ。守秘義務があるのに、町長がそういううわさを聞くわけはありません。結局誰かが守秘義務を違反してやっているということ。仮にそれがうわさとして聞いたとしても、それをうわさとしてね、うわさを広めること自体があなたのね、守秘義務の違反ということですよ。最高責任者でしょ。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

ここで、どうだこうだあれなんですか。(発言する者あり)妹川議員も例えば福祉課長がですね、その言葉をお返しするのであれば、役員の理事になっていましたよ。というこれ守秘義務ですよ。守秘義務ですよ。それをみずからいろいろなことを言われる。現役の課長、現役の課長と。これ守秘義務ですよ。

私が聞いたというのは、お一人、二人じゃないわけでありまして。評議員になられた方がやめられた方、そして何でわかったんですかということ。何か1枚の紙にずらっと何か署名するらしいですね。一人ずつ自書で。一番最後くらいの方が、私に「議員の奥さんは、この評議員になっていいんですか。」ということ私に問われたんです。「別にだめだということはないんじゃないですか。」というお話をさせていただいております。そのことは、奥さんがなれるということは、別にほかの社会福祉法人でもこのように評議員になられていますよね、民生員の方が。

私が言いたいのは、終始一貫、妹川議員が一事業者の22年度、24年度、25年度、26年度、そのことについて、終始一貫この事業者に対して擁護したり、いろいろ動いたり、いろいろされておる。そういう中での評議員はいかがなものですかと。だめだと、いかがなものですかというお話をさせていただいたわけでありまして。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

平成22年度は、私は知りませんでしたよ。公募はしたのかと。公募はしましたと。データはありません。まあそのことは置いて、平成24年度については、そして25年度についても。22年度については、ただ住民説明会議事録がないのにもかかわらず、同意書のみ。留意事項については、住民説明会の議事録が必要である。24年度については90%の近くの方々が、田屋地区の方々が反対したにもかかわらず、最上さんはそういう協議書と、そして同意書もない、住民説明会議事録もない。そして一部署名を集めて芦屋町に提出した。そしてそれを受け付けた。一時預かりした。そういう一連の流れを見たらですね、非常に不適切な処理であり、不適切な、非常に大変な、不正な事実をしているじゃありませんか。

25年度については分筆する。分筆した上に、その分筆された方が同意書を提出する。そういうやり方をしながら進めていくから、そういう問題点を追及していけば、どうしても整然とやっておられる若松歯科、慶愛優に同調するんじゃないじゃありませんよ。問題のあるのを指摘するのが、町議会議員の役目じゃありませんか。あなたが言われるように、ただ若松歯科に同調する、肩入れしている、そういうことではありませんよ。そこだけははっきりしてほしい。(発言する者あり) いや、いいです。

それで、まずね、そういううわさをですよ、町長が言うように、この神聖なるこの議会でうわさ発言をね、すること自体、もう言語道断です。そして議会軽視です。そういうふうにならざるを得ません。私たちは議会人です。議会人であるから、議会活動の中の一貫として、さまざまな町民の要望、意見、そしてうわさ、疑惑、そういうものを聞くことがあります。そしてそれを元

にして議会で提案し、そしてその疑惑や、そして疑問についてですね、町長の施政を問う。これは我々議員の役目です。ところが、町長は、同じく町民の代表。議員も町民の代表です。町長は住民の代表である方が、いわゆる議員から攻めを受ける。そういう立場の人がどうして、議員に対して反問権を使って、そしてそれを問いただそうとするんですか。それはおかしいでしょ。町長もわかっているじゃありませんか。前の議会で私に対して反問権を使おうとされましたが、それについては、言うてはならんことですが。今もあなた反問権を使われました。だからこそ、こんなに議会がどんどんどんどん長くなってしまいうわけですよ。私は妻の謝罪についてどうですかと聞いているんですから、謝罪する気持ちはありませんと。なぜかということを書き出してさなくちゃならなかったんでしょ、その理由を。ぜひ、その理由を書いて出してくださいよ。(発言する者あり) もういいですよ。そこはいいです。もういいです。次行きます。出してください。

(発言する者あり)

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

私がるる、いろいろお話したように、ここには間違いがあるわけですよ。(発言する者あり) 現役当時の福祉課長というふうに書いてあるから、これは違うでしょということで、だからこういうことは、書いてあることに対して、何も見解はございませんというお話をさせていただいておるわけでございます。

その例のうわさ発言は、あなたもたくさんされているでしょ。水巻で22年当時にあれがあった、これがあったと言って、議会で特別委員会があって、議員の皆さん、わざわざ水巻まで行って、そういう事実はないだとか、住民の署名はない。それから、何やったかね、いろいろ3項目にわたってありましたよね。こういう話を聞きましたと言って、わざわざ議員の皆さんが特別委員会をつくってですね。そして、そのときに全てが間違いであったと。そして議会のほうから、議長のほうから、議場において謝罪をなささいというふうに言われました。そして、あなた謝罪されていないでしょ。そんなことだから、繰り返して、繰り返して、ちょっとのことでね、いろいろ、いろいろ今、言われたように、話が行ったり来たりしますので、本論に入ってください。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今の発言では、間違いがありました。全て間違っはしませんよ。だから私は謝罪しませんでした。

もともとね、先ほど言ったように、議会議員はそういう疑惑やうわさについて、議会で質問を

して、それに対して問題がなければ、問題はないんだ。否定すればいいわけですよ。それを過去のことまで出してね、過去の議会上のものを出してやること自体が非常に姑息なやり方だと言っているわけですよ。

はい、それで、私はこの柴田課長が出しました議事録ですね、2枚目を御覧になってください。2枚目の議事録で、これは財政課長であった柴田財政課長と新開氏が対応された議事録です。平成24年3月27日午後3時45分から5分間ですね。慶愛優若松夫人、妹川議員が来訪された、柴田課長が対応した。「妹川：議員の仕事と思い、釜風呂跡地の件で若松氏に話を聞き、同行した。公開質問状7の質問」という感じです。ゆっくり御覧になってください。

これについては、まず、いろいろ疑問に思うのが、これがなぜ議事録なのかなど。もう、ここは問いません。これは備忘メモとかね、メモとか言うならわかります。そして、若松夫人の了解のもとで、これを配付、私にくれたのかなど。本来ならば黒塗りするかどうかね。もう名前書いてありましたから、私は、これについては若松歯科の了解を得て、これ、お見せしました。こういうことですよ。お見せすることが肩入れしていると町長は思われるかもわかりませんが。そうしますと、大体内容はほぼよく書かれていますね。ということでした。

それでただわからないのは、町長、議事録には記載されていませんが、随分、随分若松の奥さんと同行されたとか、一緒に寄り添ってとかこの文書に書いてありますか。それこそ、町長、予断と偏見で妹川は、若松歯科に寄り添って、そして、肩入れしている。口利きしているというふうに思う。そういうことでしょ。何も書いていないじゃないですか。わざわざ脚色してね、記載されていないものを脚色して、創作した答弁を行って、随分とか、一緒に寄り添ってとか、そういうことを、町長がこの場ではなくて、ほかの人たちにも言ったと思うんですよ。だから、この同僚の議員の中にですね、「妹川議員は以前から若松歯科に肩入れされていたんですね。」というような発言をした人がおられましたよ。町長みずからが、そういう原因をつくっているんじゃないですか。もういいですこれは。次ぎいきます。

それで、私はこの財政課長の柴田さんに行く前に、福祉課長の松田さんに会いました。そして、会って、その後にその柴田さんに会ったんですけど。なぜ松田さんに会いに行ったかという、福祉課のですね。平成24年3月24日、田屋区臨時総会が開かれたんですね。そうしたら、最上が建設することを9対1で反対した、否決された。田屋地区では同意することに反対したんです。にもかかわらず、最上は一方的に集めた署名簿や協議書を町に提出。最上は区長の同意も住民説明会議事録もないにもかかわらず、田屋区民の一部の署名簿をつくって町に提出する。田屋区民より知らされてですね、私はびっくりしましたよ。また一時預かりしたようであると聞き、そのことについて、確認するために福祉課窓口に行ったんです。そうしたら、若松歯科の奥様も来ておられました。

こんなことを議員が知れば、役場の窓口に行って、これは事実なのかどうなのかというのは、当然我々議員の務めじゃありませんか。そういう意味でね、議員たる者は不当な扱いをされた人の声、不適切な事務の処理等があれば、窓口に行って確認することが、議員としての当たり前の務めなんですよ。よってその後に、柴田課長のところに行きました。それで、次にもう行かざるを得ません。時間がありませんので。

それで、3番目に平成24年3月27日の財政課の議事録のような、私の役場内での言論に対する各課による議事録及びメモは他にあるのか。柴田課長さんがですね、しっかりと事実に基づいて書いてありましたから、私も思い出しながら、全くそのとおりでなあと感じております。それで、そのようなメモはあるのかというように資料請求しましたら、学校教育課、生涯学習課、都市整備課、企画課、福祉課、全然ありませんということでした。私はそんなはずはないな。町長はいつも随時、必要があるときはちゃんと一つ一つ提出しなさいと。報告しなさいというふうに言われていましたね。

福祉課長にお聞きします。平成24年12月20日に地主さんとともに、私たちは県庁に行きました。そして、高齢者福祉支援課の参事と交渉しましたが、その前の12月14日午後吉永課長と二人の地主に私は立ち会いました。地主は隣接地権者の定義と文筆について、説明を求めたが、それは覚えてありますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

お見えになったことは覚えております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

そして、吉永課長は、このね、地主さんたちが、自分たちが隣接地主ではないが、何で分筆してそうやって、県のほうに出したのかと言っているにもかかわらず、その吉永さんは、課長は、「誰からそのことを聞いたんですか。反対してくれと言われたのですか。誰がそんなことを言ったのですか。」ということメモしながら尋問する。吉永課長は検事が尋問するかのような態度をされました。だから私は、もうやめなさいよ、そんなことは、そんな言い方は。この人たちは、自分たちが本当の地主じゃないんですかときいているじゃありませんか。そのことについては、町長にはメモはないんですか。そして、報告はしていないんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

議事録やメモとして残っているものはございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

もう1点。私はこの手帳、今の内容は、手帳にずっと書いているんですよ。私は学校の教員でしたから、生徒がいろいろ問題を起こしたり、何かするときは、ずっと今まで何十年間も書いてきました。議員になればなるほどですね、書いております。

平成24年11月22日、2年、3年前ですかね。選考委員会でのプレゼンテーションがありました。連休を挟んだ11月26日、もう議会が始まるころですね。私は吉永課長が特養選出に関して大変な作業をなされたと思いましたが、慰労とねぎらいの言葉を役場ホールの椅子に座って、話をしました。覚えてあります。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

覚えておりません。申しわけございません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

ここに至って覚えていないと言われるんですか。そのときにね、吉永課長は、「特養の選定に対して、妨害行為をする人がいました。犯罪行為があったんです。犯人のしっぽをつかんだので、警察に資料を提出する準備で忙しいんですよ。」そして、こうやって私に手を差し伸べ、そして手錠をかけられた状態を示されましたね。よもや忘れていないでしょう。そして、両腕を差し出し、手錠をかけられた様子を、最後に捨て台詞でしょうかね、「妹川議員、深入りしない方がいいですよ。しかし、妹川議員は、議員だから手錠をかけられることはないでしょう。」と。やくざか、取り調べ刑事のような言葉を使われました。覚えていますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

申しわけございません。その点についても覚えておりません。会ったことを含めてです。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

本当ね、町長からは随時、小さいことでも報告しなさいということですから、覚えていないということであれば、それは、それでもうしょうがないですね。私はテープレコーダーやら取っておりませんので。

私は、そのときに思ったのは、町民の健康と命を守るべき福祉課長が言うべきことかと。いわゆるあなたは町民の視線が非常に高すぎる。そういう町民の声もあるんですよ。ずっとそういう人を脅すようなことはしないでください。私は、あなたが覚えていない、知らないじゃない。あなたはこうやって都合の悪いときはうそを言われる。3月議会でもうそを言われました。「住民説明会はあっていません。」という4枚の陳述書を出されたにもかかわらず、私が読み上げたにもかかわらず、その陳述書は住民説明会がなかったという、そういうものではありません。あなた裁判官か。本人が、田屋区民の人があいていませんと言っているのに、あなたがそれを否定している。そういううそを平気で言われる人です。

じゃあ、町長は最後にですね、妻に対して謝罪する気持ちはないのだろうと思います。謝罪するお気持ちはありませんね。(発言する者あり) まあそうであれば、私が思うには、芦屋町長は冷酷非道な人として、そしりを受けても仕方がないかなと。返事も出さない。そして謝罪もされない。そういうことの実経緯についても出されない。(発言する者あり) いいですよ、もういいです。もういいです。2番に行きます。時間ありませんので。(発言する者あり)

○議長 小田 武人君

町長、発言の許可を取ってください。(発言する者あり) 発言中ですから。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

次に豊かな歴史・文化資源の掘り起こしについて、19分しかありませんが、そのことについて進めていきたいと思ひます。

芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略が3月に示されました。そして地方創生を加速化させるためにも、この総合戦略の実現に向け、芦屋町が一丸となり推進していく必要性が示されています。数ある創生総合戦略の中の「地域資源を活かした観光の魅力づくり」について問いたたいと思ひます。

(イ) 豊かな歴史・文化資源とは具体的に何を指すのか。お願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

総合戦略の政策目標1「芦屋の魅力を活かし、新しいひとの流れをつくる」という中の戦略3

に「地域資源を活かした観光の魅力づくり」というものがあります。この戦略では6つの施策を挙げていますが、その1つが「歴史・文化資源魅力向上プロジェクト」です。この施策では、歴史文化資源の情報発信やネットワーク化、まち歩きやニューツーリズム観光と連携した受け入れ環境の整備などを挙げていますが、御質問の豊かな歴史・文化とは具体的に何を指すのかということにつきましてお答えします。

芦屋町には、長い歴史・文化の中で培われてきたものの結果として、芦屋釜を初め、国選択の八朔の行事、県指定のひらた船や山鹿貝塚、夏井ヶ浜のはまゆう自生地のほか、町指定のものを含めて約20件の有形・無形の民俗文化財、史跡、天然記念物があります。このほかにも歴史・文化を感じることができる神社・仏閣、石碑など、地域の中には数多くの魅力もあります。このように広い意味で、地域の歴史や文化を感じることができるようなものも歴史・文化として捉えることができると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

では、(ロ) その豊かな歴史・文化資源の魅力をどう向上させていくのかということですが、今、この今のような趣旨についてはですね、芦屋町の教育委員会が発行しています。それから、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして芦屋町観光基本構想の冊子ですね。「地域資源を活かした観光の魅力づくり」などについて掲載されています。芦屋町の基本構想の中には、町の観光まちづくりビジョンの評価・検証についての項目で、5ページ、6ページにですね、詳しく書かれております。私が好きな「歴史と文化の香り漂うまちづくり」そういうテーマにしてですね、歴史や文化を観光に生かすために、歴史資源や達人の掘り起こし、学ぶ機会の創出、学校教育の中でですね、そして、歴史ツアーコースづくり、歴史の街並みづくりなどのプロジェクト策定について、大変興味深いものがありました。

そして、その構想推進の問題点として、何点か挙げられていますが、よく分析され、わかりやすく説明されています。しかし、その問題点や課題がどのように今日までに解決していこうとするのかがなかなか見受けられません。そういう意味で、その豊かな(ロ)になりますが、その豊かな歴史、文化資源の魅力をどう向上させていくのかということなんですね。それで今、柴田課長が言われましたが、そのいろいろの中で、「地域資源を活かした観光の魅力づくり」という中で、芦屋海浜公園の整備、夏井ヶ浜はまゆう公園の整備、城山公園の整備、そして、魚見公園の整備、洞山とですね、国民宿舎、レジャープール、それに芦屋釜とかですね、そういうものを指しているのかなと思うんですけど。今言われたように、史跡ですね、史跡のことを言われましたから、

私も安心しました。

それで、課題としてですね、行政と関係団体との連携が不足である。歴史のPR内容が大衆向けではない。住民や関係者の参加意識が非常に低い。財源が必要であり、実施に至っていない。というようなことが書かれてあるわけですね。だからこそ、これについて、どう真剣にですね、やっていただけたらなど。だから、そういう意味で、この構想推進の問題点解決のためにどのような取り組みを行ってきたのかなど。これはまた後ほど。

それで、3ページを御覧になってください。

私は、芦屋に住んで40年近くになりますが、あくまでもやっぱりよそ者です。よそ者であるから、芦屋町のよさがよく見えます。その中であって、芦屋町の自然を守る会や洞山保存と郷土史を語る会活動を通して、歴史・文化の豊富な芦屋町であることを知り、豊かな歴史・文化資源の掘り起こしを行い、後世のためにも継承していく必要があると常々考えております。芦屋の方々はですね、素通りして行かれるかもわかりませんが、非常に歴史深い遺跡なんですね。

この写真は私の体験として、島郷四国ぶらり旅の写真の説明ということで、これ10カ所近くあります。大君庵、花山院、横山延命地蔵、城山いろいろこうありますが、皆さん方、山鹿の人はですね、町長を初め、副町長、それから山鹿の人たちは、よく御存知だと思し、かかわった人もおられるかもわかりません。おじいちゃんやお父さんたちがですね。

右の上もこれは、でっかい写真は、これは普賢菩薩像です。これは文殊菩薩とかありましてね。これは法輪寺の境内の通り抜けた草深い場所にあります。これは芦屋町が維持管理をしなければならぬところです。草ボウボウですけど、時々草を取っておられるかもわかりませんが、草ボウボウですね。ほかのところはどういうふうな形で、管理されているかということであるわけですが。

それで、私がお地蔵さんに興味を持ったのはですね、山鹿地区の橋下地蔵さんを守っておられる方、もう御老体でしたけど。その方から島郷四国巡礼の旅のことを知って、巡礼の旅に数回、参加したことから始まります。

山鹿地区に、島郷四国霊場の歴史は400年以上に及ぶそうです。先祖の菩提を弔うために郷土たちが四国の八十八カ所の霊場を巡拝し、集めた聖土を島郷に八十八カ所の位置を定め、番札と御詠歌を掲げて開基したと。そのことにより、広く一般の信仰を集め、最盛期の明治の頃には春秋二季の大詣りの際は、千数百人が北九州近郊はもとより、他県からも巡拝者が訪れていた。

「千人参り・お遍路の旅」と言われている。現在は残念ながら数十名の方々が巡拝を続けておられるそうです。当時の山鹿地区の村人は総出で、多数のお遍路さんの接待を行っていた。お寺で泊まらせたり、自分の家に泊まってもらったりしてですね、やっておられたようです。そのことを記憶されている80代、90代のおじいちゃん、おばあちゃんもおられます。

しかし、島郷四国霊場を守り育てられる山鹿地区の方々も高齢化しており、後継者が少なくなり、いずれは消滅し、お堂は荒廃するのは時間の問題ではないかとお世話する方々が嘆いておられます。それでも柏原の堂山地蔵、延命地蔵菩薩を守っておられる御婦人の言葉には、「地蔵堂を守るというより、お地蔵さんから私たち村人は守られているのです。」と。今、私たちが失おうとしている村人の助け合いと絆づくりが受け継がれているように思います。島郷四国霊場の巡拝は、庶民が暮らしの中から先祖を弔い、村意識という連帯感の中から引き継がれたものと思われれます。現代社会は、人間関係が希薄化していると言われていています。芦屋町もしかりだと思えますが。

今、芦屋町の区の加入率は年々減少の一途をたどっています。しかし、生活の基盤である歴史・文化の継承、つまり、ここでは、お地蔵さんをしっかりお世話することから、村人の絆が結ばれていたのではないかなと考えられます。

水あるところ文化ありの例えのごとく、芦屋町は、歴史や文化遺産が豊富です。しかし、その多くの遺産は、忘れ去られようとしています。文化的な香りのする、誇りの持てるまちづくりを目指すために、「町が人を育て、人が町をつくる」という理念のもとに、創生事業を行うべきであると考えます。

そういう意味で、島郷四国霊場の保存は、芦屋町創生事業にふさわしいものだと考えますが、いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、島郷四国霊場の保存ということですが、まず、豊富な歴史・文化資源の何を取り上げて、どういった手法で先ほどのような観光という視点でですね、歴史・文化を広げていくかというところにつきましては、今後検討するところだと思っております。この島郷四国霊場めぐりにつきましては、今後どういった形で情報発信していくかということや、まち歩き、それからニューツーリズム観光、ニューツーリズム観光になりましたら、こちらが直接ではなく、地域づくり課との連携ということになっていくと思っておりますが、今後の施策の推進の参考とさせていただきたいと思っております。

それから、保存という観点につきましては、それぞれのお地蔵さん、地蔵堂ですね、そういったものが個人や法人等が、所有、管理をしているというところがどうしてもございますので、資源活用の可否その他、その情報発信、そういったところにつきましては、個人、法人の意向があるために、十分配慮しながら進めていかなければならないと考えております。

いずれにしても、保存とかいろいろな方に知っていただきたいという議員さんのお気持ち、すごく伝わってまいりました。まずは情報発信というところではないかと。現時的なところも含め

てですね、そこをしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

情報発信をする前にですね、町は霊場を守っている方々から、その安置されているお地蔵さんの歴史的背景や言い伝え、史跡や伝説などの聞き取り調査。私も3人ほどから聞いております。橋下についても。それから田屋のお地蔵さんのことも言い伝えを聞いております。そういうのを聞き取り調査して、資料として集めて、そして町民の皆さんや、町外の皆さんに発信しながら、今言われましたニューツーリズム観光の位置づけ。だから観光資源としてですね、進めていけば、今、四国地方の四国巡礼、何万人もたくさんの方々も四国めぐりをされておられますが、芦屋町だってその郷土、今から400前の郷土の方々ももう、四国まで行けるはずがないから、それで芦屋町で四国めぐりをしようという願いがあって、この100体やたくさんのお地蔵さんを並べてあるところがあるんですね。ここの写真の中のどこですかね、善福寺。善福寺のところにはですね、百十体近くのお地蔵さんがずっと並べてありますし、それからもう一つの芦屋側ですね、芦屋側のところはここの八十八番札所と地蔵群、ここは70体ぐらいのお地蔵さんがあります。ここをお参りすることによって、四国まで行かなくても、ここで、そういう心の安らぎ。人と人とのつながり、絆づくり、そういうものが今、どんどんどんどん少なくなっていることが、今の芦屋の区民がどんどんその加入率が減少している1つ原因にもあるかもしれません。

そういう意味では田屋区はですね、田屋区の皆さんは田屋として、この皆さん方、御婦人方がみんな30人近く集まられます。柏原地区は4と14と24の日に集まられる。ほかのところは1人ないしは3人、4人です。「もう私の代で終わりです。」と言う方もおられます。そういう意味でですね、今こそですね、町のほうがそういう聞き取り調査をやって、そして財源的なものも担って、そしてPRすることによってですね、自分たちがやっていることが本当に正しいんだと。そして、次の後継者にも引き継ぎたいというお気持ちはものすごくあるんですね。

そして、そういうようなですね、そういう発信することによって、芦屋町民はその歴史、文化が生きづいていくことを学び、その遺産を掘り起こそうとする意欲、新たに継承する作業が芽生え、発展へと結びつく。そのことが町としての魅力となり、人と人とのつながりが生まれてくるものと確信しております。山鹿地区だけではなくて、芦屋地区にも数多くの地蔵堂がありますので、地元の方とともに掘り起こしをしていきたいと思います。

これは何せ、お地蔵さんだけではありませんね。やはり大君神社や山鹿水軍の総大将を祭っております、山鹿兵藤次秀遠の碑があります城山の環境整備、山鹿貝塚の環境整備、神社仏閣の歴

史的背景と建立の情報発信と神社仏閣めぐり。今、よその町ではですね、ここには何々寺がある。何々寺です。ここにこれくらいの標識がありましてね、電柱に掲げてありますよね。そういうのをするによって、やはり皆さん方がここには大願寺がある、ここは安楽寺があるのか、ここは金台寺があるのかと。ここには山鹿の須賀神社があるとか、そういうことをですね、お知らせすることがいいのではないかと。

ぜひですね、歴史文化の香りが漂うような観光事業を進めるために、掘り起こしを行っていただき、地元住民、そういう観光協会、それから地域づくり課、住民、町民、そしてそれに関心のある歴史郷土史会の皆さん、そういう方たちを交えてですね、そういう仕掛け人もやっぱり必要かなと思っています。ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。

まず第一に、奨学金制度について伺います。

大学生の半数が利用している奨学金が貧困ビジネス化しています。強引な返済計画に多額の返済金、財産の差し押さえ、サラ金を思わせる手法が若者たちを経済的、肉体的、精神的に追い込んでいます。国もこれに対する対策に乗り出してきましたが、芦屋町でも学問を志す若者を支援し、シビックプライドを持たせるためにも給付型奨学金を創設すべきではないか。まず、この点について伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋町には、芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例、条例施行規則があり、平成16年度まで無利子の貸付型奨学金を貸与しておりました。当時、全町的に補助金、扶助費などの施策の見直しが行われ、平成17年度から奨学金制度は廃止となりました。また当時は、福岡県教育文化奨学財団や日本学生支援機構など、他の奨学金の給付を受けることができ、それで十分対応可能だとの検討結果によるものでした。加えて、芦屋町の奨学金制度の利用者が激減していたとの状況もございました。

このようないきさつで、町独自の給付型奨学金を創設することは、現状では大変難しい状況であり、国・県、そして県内の自治体の動向を注視するなど、現在調査中であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

日本の学費の高さは世界でも異常と言われています。しかも、国には給付型奨学金制度がないため、奨学金を受ける多くの学生は、高校や大学を卒業すると同時に大きな借金を背負うこととなります。不安定な非正規雇用が拡大する中、経済的理由で進学を諦めなければならない若者がふえるなら、日本の未来は暗いと言わなければなりません。国の制度として給付型奨学金制度をつくることは喫緊の課題ですが、自治体独自で給付型の制度を創設しているところもあります。

国では民主党政権時代に高校授業料の無償化を行いました。現在は公立と私立を一本化した高等学校等就学支援金制度として、所得制限が設けられ、市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯に授業料支援として支援金が支給されるとなっています。モデル世帯では年収910万円未満となり、なお、私立高校の学生には世帯収入に応じて1.5倍から2.5倍の加算があります。また、非課税世帯など低所得者世帯には、授業料以外の教育費が支給される返済義務のない高校生等奨学給付金が創設され、2014年4月の入学者から対象となっています。

芦屋町の状況を見ますと、芦屋町の高校生が受けられるまた、大学生が受けられる県の奨学金制度は貸与型です。県の奨学金制度は、先ほど言われましたように旧日本育英会が独立法人日本学生支援機構に移行するにあたり、高校奨学金業務が2005年度より県に移管されて運営されています。今後、経済的理由により希望する進学を断念することがないよう奨学金制度の拡充が求められている時です。

それでは、奨学金の実態がどうなっているのかと申しますと、奨学金を貸し付けている日本学生機構は、奨学金の返済が滞った利用者や親への訴訟を乱発しています。2012年度は6,190件、8年前の100倍になっています。

支払い督促の申請件数は、2004年度は約200件でしたが、2010年度には約1万件となり、7年間で50倍にもなっています。奨学金訴訟で財産や給与の差し押さえを行う強制執行は、14年度は320件に上っています。また、ブラックリストに登録された件数は、1万7,079件となっています。奨学金の平均利用額は約300万円。そして、約33万人が滞納をしています。滞納すれば、10%の遅延損害金が付けられる。こういった状況です。

日本育英会が、独立法人日本学生支援機構へと移行してから、こういったことが起こりました。回収率を上げることが最優先のペナルティー主義となり、400人ほどの正職員の半数は、非正

規や派遣社員に置きかえられました。機構の会計資料によると、14年度の利息収入は約370億円、延滞金収入は約40億円となっています。回収業務を委託された民間業者は、回収により大きな収益を上げています。機構の理事長は高い回収率を「メガバンクと同じ」というふうアピールして誇っています。

奨学金返済に苦しむ多くの人たちは、自分の力ではどうにもならない理由で構造的に生み出された被害者です。異常な高学費、そして低賃金、不安定雇用、金融ビジネスとなった奨学金制度という三重苦に苦しめられています。

こういったことを言いますと、「また川上が大げさなことを言いよる」というようにね、思うかもわかりません。実際、そうしたら、どういった状況が現実起こっているかという点で見ますと、これは「奨学金の返還及び個人情報情報機関への登録について」という書類が送られて来た青年からもらったんですけれども。この青年は、初めて口座にお金を入れるのを忘れて、引き落としができませんでした。そしたら、こういった書類が来ました。どういったことが書いてあるかという、「日ごろより、奨学金の返還の重要性につきましては、御理解いただいていることと存じます。さて、前月末日時点において、あなたの奨学金返済の御入金を確認できませんでした。つきましては、必ず御入金等の手続をお願いいたします。御入金や返還期限猶予願の御提出がないまま延滞が3カ月以上となりますと、さきに御提出いただいた「個人情報情報の取り扱いに関する同意書」に記載の内容に基づき、あなたの個人情報延滞者として個人情報情報機関に登録されることとなります。延滞者として個人情報情報機関に登録されますと、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローンが組めなくなる恐れがありますので、くれぐれもご注意願います。」となっています。

この中には「返還期間を猶予する制度がございます。」ということが書いてあります。ただ、この救済制度もありますが、この制度はですね、今までの滞納したまでの元金と延滞金、そういったものを全て支払わないと、その対象にならないというのがありますし、そういった対象になっていったとしても、5年間が猶予されるだけです。5年以後は、収入がゼロであっても払わなければいけないということで、そういった点では払わなかったら、今度は裁判が行われる、差し押さえをされるという、そういった厳しいものになっているという、これが現実です。

OECD加盟国34カ国で唯一、学費無償も給付制奨学金もない国は日本だけです。日本と同様に高学費、低支援だった韓国は、国民の運動によって給付制奨学金を実現するなど大きく制度を転換しました。日本の奨学金学費制度は、世界でも群を抜いて異常です。ここまで若者を追い詰めている国はありません。返済不要の給付制奨学金を直ちに導入するように、これを国に求めるべきだと思いますが、その点は芦屋町としてはどういった行動を起こすのでしょうか、伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋町単独ではなく、遠賀郡町長会などで要望事項として検討するよう、町長部局と十分協議調整させていただきたいと考えております。また、現在、国の重点施策にも入っており、今後、制度の充実が図られるものと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひね、早急に、国も当初は給付制奨学金を行うということを言っていましたが、この最近ではトーンも落ちてですね、する方向ではなくなったようではありますが、ぜひですね、全国的な自治体の世論と運動によってですね、国をこういった給付制奨学金制度の設立のためにですね、動かすようにして行かなければいけないというふうに思います。

それでは、国だけではなくてですね、自治体でこういった給付制奨学金制度をやっているかという、例えば、調べましたところ、宮城県の加美町では高校生奨学金が月額2万円。短大、専門学校が月額4万円。それから、大学、大学院生が月額5万円という、こういったのを給付制、返さなくていい奨学金制度でつくっています。また、沖縄の竹富町、ここではですね、給付資格としては町内に勤務することが条件という、こういった勤務をつけていますけど、ここでは3万円から5万円でやる検討をしています。町外出身者でも町内で働く、町内に住むという人には、こういった給付金を出すということになっています。川満栄町長は、「人材育成は未来への投資。来年度から適応できるようにしていきたい。」というふうに議会で述べています。

北海道の新ひだか町、ここではですね、月額3万7,000円以内の奨学金制度を給付制で創設しています。また、和歌山県のみなべ町では、給付額は年額20万円。そういったですね、給付制の奨学金制度をつくっています。秋田県の三種町、ここではですね、議会での答弁で町長は「県の海外研修に随行してフィンランドを視察した際、大学、大学院まで授業料免除という制度があり、うらやましく思った。今後は給付型の奨学金制度が望ましいと思っている。」と、こういったことを議会で答弁しています。

また、県内でもですね、行橋市がですね、小中学校の教員になることを前提としてですね、奨学金の返納を免除するという、こういったことを今度やるようにしています。

そういった点で、リーマンショック以来、経済的理由で進学を諦める例、奨学金が返済できないケースがふえています。学問を志し、真理を追究する意欲のある青年を支援することにより、

芦屋町へのシビックプライドが形成されるのではないか。これは、今度の芦屋町の教育大綱の中でもですね、シビックプライドということがうたわれています。「シビックプライドとは」ということで、「自分の住んでいる、また、働いている町に対して、誇りや愛着を持って、みずからもこの町を形成している一人であるという認識を持つことです。より積極的に町にかかわっているという意識を持つことが大切です。」ということで、まちづくりにですね、積極的に参加していただくということ。

私はやっぱり、自分がやっぱり学問を志したいという中で、金銭的にそれができないという、それを町が支援して勉強しなさいという、そういったことを町が自分にしてくれるのなら、自分はやっぱりこの町に対して、学校を出たらやっぱりこの町がよくなるようにしていくという、そういった気持ちがやっぱり生まれると思うんです。そして、町で働くという。例えば、やっぱり芦屋中央病院もありますし、芦屋町の役場とかそういったところがあるので、そういったところに医者とか看護師とか、また、自治体労働者とか、また、保育士とか、そういった人に芦屋町の町民に、芦屋町の青年になってもらう、そういったことをですね、道をつくっていかなければいけないというふうに思っています。そのためにも、本当に、町のためにもですね、私は町が若者に投資をするということだと思います。給付型の奨学金の創設について、こういった点ではですね、先ほど課長の答弁もありましたが、町長についてはこういった観点からどのように考えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員、いろいろ、るるお話されて、一言一句全てのことはごもつものことでございましてですね、何一つ反対するような話ではないわけでございまして、できればそういうような形の中で全てやっていきたいという思いは、議員の皆さん、それから執行部も同じであるわけでございますが。いつも言っているように、じゃあ財源どうするかというような話に最後なるわけでございまして、どこかをふやせば、どこかを削らないといけんとかですね、そういう問題が出てくるわけでありまして。ここに1つ、おもしろいと言ってはあれですが、毎週来るんですが町村週報の中で、山口県の和木町長の米本町長さんが、ここは人口がですね、6,500人ということで、石油コンビナートが日本で最初にこの町に建設されて、企業城下町、税収が豊かであったということで、全ての今言われるようなですね、子供のことにつきましては、給食費を無料、医療費無料、中学生を2週間オーストラリアに語学留学、幼稚園、保育園の保育料は5,000円、英検の受験料を全額助成、いろんなことをしておりましたと。しかしながら、昨今のこの経済状況の中でこれができなくなったということで、非常に困っておるということがあられるわけでございます。

今、芦屋町、じゃあ川上議員が言われたようなことをやれないかということ、やれると思います。手前味噌ですが、競艇が今順調でございます。しかし、競艇事業もいつまでも、やっぱり事業ですのいいとは限らない。じゃあだめになった時にそれを続けられるか、いつかやめないといけんと。そういうことも、いろんなことも考えて、やはりどうしても国の動向、県の動向を考えなければならぬという形になろうかと思います。今まさに言われております川上議員の言われたことは、教育の問題につきまして、今回の参議院議員のですね、公約の中で、いろいろ各政党うたっております。そういう形も注視して、今さっき課長が言ったようにこれは単町だけではなく、遠賀郡の町長会として、また、県の町長会として、国のほうにそういう形の中で申し入れさせていただくということでの答弁で、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、現在のですね、日本学生支援機構の奨学金は無利子のもありますが、ほとんどがですね、借りれるのは有利子のしかありません。では、芦屋町でですね、奨学金制度をもっていました、この芦屋町の奨学金の基金は現在いくらあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成27年度末現在、基金の総額は約1億4,000万円です。うち現金が約1億1,176万円、貸付金額が約2,223万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一応、目的基金であるということですね、これは奨学金に使うということが前提でしょうが。平成17年になくなったということですが、私は今のこういった高利子の奨学金制度ではなく、やはり芦屋町独自でですね、前やっていたような無利子の奨学金制度を復活して、せめてやっぱり利子を払わなくていい奨学金にすべきだというふうに思いますけど、これはですね、町がやろうと思えば基金も財源もありますから、できると思います。ぜひですね、こういった無利子の奨学金制度を芦屋町独自の施策として復活していただきたいと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど申しあげました貸付中の金額約2,223万円の大部分が、昭和62年からの累積滞納金額です。基金の現金が現在約1億1,176万円ですので、奨学金貸与を再開させた場合、基金の安定的運営、貸し付けの継続が可能なのか、また貸付金の返還、回収が見込めるのか、やはり国や県、そして県内の自治体の動向を注視するなど、慎重に検討する必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

滞納もあるということですが、滞納という点ではですね、払わないではなく、払えないというそういったところもあると思います。やっぱり、今の雇用条件、非正規雇用になっているという状況。たとえ借金して大学を出ても正規雇用ではなくて、非正規で、とても奨学金を払えるような状況ではないということが、今の現実だと思いますし、また、正規雇用にあったとしてもですね、手取りが十二、三万ぐらいしかないという、そういった状況の中での厳しさがあるという、そういった点で滞納もあると思いますが。ただ、多くの方々は滞納を返還しています。これは、やはり社会的にやっぱり若者がちゃんとした雇用が行われて、そして、ちゃんとした給与をですね、生活できる給与をもらうという、そういったことが前提になりますが、そういった社会をつくるのがまず第一ですので、そういったものを含めてですね、今後ともぜひ検討していただきたいと思います。

続いてですね、二点目は住宅の耐震化にしていますが、教育委員会に関連しますので三点目の就学援助についてを伺います。

就学援助は、学校教育法に基づき、家計が苦しい世帯の小中学生に学用品、修学旅行、給食費などの費用を支給する制度です。2012年度は、全国で生活保護世帯約15万人、低所得者世帯約140万人の合計約155万人がこの制度を利用し、利用率は16%、小中学生のおよそ6人に1人が援助を受けています。

子供の貧困が社会問題となる中、子供の教育を支える大きな役割を果たしているのが就学援助制度です。そこで、次の点を伺います。

新入学用品の支給が7月となっていますが、入学準備金の支給が入学後では制度の意味が減じます。福岡市では3月に支給を開始しています。芦屋町でも改善すべきと考えますがいかがでし

ようか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

就学援助費を判定する際に必要な所得額は、住民税課税後の6月にしか確定できないため、芦屋町の場合は7月に支給しております。確かに、入学時には制服代やランドセル代など、かなり高額な支出が伴うため、県内でも福岡市が平成27年から、支給月を3月に早めたという報道がなされております。

ただ、仮に、3月に支給するとした場合、その時点では所得の確定ができていないため、前払いをすることになります。そして、6月に所得が確定し、もし基準需要額を上回った場合には、保護者に返納を求めることになってしまい、逆に御迷惑をおかけすることになります。また、入学準備金を受け取った後、他の自治体に転出されるケースもありますので、現時点では現状のまままでと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

お手元にですね、福岡市教育委員会のホームページを印刷した資料があると思いますが、これはですね、就学援助（入学準備金）の入学前支給についてということで、福岡市がですね、今年は3月より前に入学準備金を支給するようにしています。これを見ますと、中段のですね、受付期間が平成28年1月4日から平成28年の1月29日と、早い時期に受け付けを行いですね、そして、3月に間に合わせるという、こういったことをやっています。

先ほど課長が言われたように、いろいろな問題点はあると思いますが、福岡市のほうもですね、こういった問題点をクリアし、そして、入学準備金のみをですね、3月前に支給するというのをやっていますので、これは今、全国でいろんな自治体もこういった取り組みの方向を行っています。ぜひ、芦屋町でですね、こういったことを参考にしてですね、やっていただきたいというふうに思います。

続いてですね、国は2010年度から就学援助支給の対象にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を加えています。芦屋町でも拡大すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

この就学援助制度は2005年3月に就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律が改正されたことに伴い、国庫補助制度が廃止され、準要保護児童生徒に対する学用品費や給食費などに対する就学援助費は、一般財源化され交付税措置されているところです。その後、2010年に新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が対象経費として追加され、要保護世帯には生活保護費の中に組み込まれ、支給されております。

現在、準要保護世帯に対して、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助の対象としている自治体は、県内に7市町ございます。筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、小竹町、大刀洗町。

芦屋町でも、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助の対象とすることについて、近隣の市町の動向を見ながら、検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これは、国のほうもですね、こういったものを対象に下さいということで、県内ではですね、少ないですけど、そういった7市町がやっています。私のデータでは、8市町になっていますけど。そういった点ですね、ぜひ拡充をお願いします。

それとですね、利用者の拡大のために申請のお知らせに対象となる世帯構成人数と所得基準額の目安を載せることができないでしょうか。こういったことについて、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

現在、毎年2月に開催している入学説明会において、説明資料を配布し、学校教育課の職員から直接説明をしておりますが、その資料には各世帯の状況が異なるのでモデルケースの明示は現在していません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

資料のですね、2枚目ですね、鎌ヶ谷市ですかね、ここの保護者の皆様へ、就学援助の制度についてというのを出してあります。これではですね、中段に載っているようにですね、援助を受けられる方ということで、現在、生活保護（教育扶助）を受けている方、保護者の収入が不安定

で援助を必要とする状態にある方、保護者の長期にわたる病気や突発的な事故、災害などのため、経済的に困っている方ということで、その下に23年度認定の参考目安例ということで、2人世帯で母親38歳、小学生8歳で持ち家があるか、ないか、そういったことで認定基準額がいくらか。また、4人世帯、父親、母親、小学生、幼児がおれば、持ち家で282万、貸し家で375万と、こういった認定基準の目安を載せています。こういったものを載せればですね、自分が就学援助の対象になるか、ならないか、そういったことが容易にわかるのではないかと思います。

それと今、芦屋町ではですね、要保護・準要保護制度とか、そういった呼び方でやっていますけれど、この呼び方ではですね、生活保護を受けるのかという、そういったふうにとられてハードルが高くなるという傾向にあります。これは最初にありましたように、「市ではお子さんたちが学校で楽しく勉強できるように、学用品や給食などの費用についてお困りの方に事情を聞いて援助する制度を実施しています。この制度の利用を希望される方は、学校の担任の先生に申し出てください。」ということで、就学援助という名称でこういった内容にすればですね、大変ハードルが低くなって、やっぱり生活が苦しくて子供に十分な教育をさせてあげられないという方がですね、参加されて来て、給食費の滞納とかそういった部分も解消につながるというふうに思いますので、ぜひですね、そういった表現についてもこういった内容を参考にしながらですね、やっていただきたいというふうに思います。そういった点で、またそれから、先ほど2月に説明会を行うというふうに言っていましたが、ぜひですね、そういった中でこういった書類を渡しながら、ぜひこの就学援助をですね、利用しやすいようにしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、説明会時の資料につきましては、よりわかりやすい資料となりますよう、モデルケースの明示も含めて改正を検討したいと考えます。

また、準要保護の表記につきましては、芦屋町の規則名は芦屋町町立学校児童生徒就学援助規則です。制度名としては児童生徒就学援助です。ただ、生活保護法に規定されている「要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもの」との表記から、申請書等の様式にも「準要保護」の表記が使用されているためと思われます。こちらにつきましては、今後、調整、検討を教育委員会内で進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひお願いします。

それとですね、文部省の通達では、援助の対象となるものに医療費も入っております。この医療費については、学校保健法施行令第7条に定めるものとして、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、蓄膿症、アデノイド、虫歯、寄生虫病食という、こういったものについてはですね、就学援助の中でですね、医療費の対象として無償になるというふうになってはいますが、芦屋町ではこういったことについて、就学援助の対象としているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

現在、芦屋町では夏休みの歯科治療、中耳炎、寄生虫病等、ごく一部の病気に限っております。ただ、今議員がおっしゃった感染症などの医療費につきましては、平成28年10月から中学生まで完全無料化となりますので、そのあたりの検討、援助枠の拡大については不要かと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ、そういったところもですね、対象を拡大していただきたいのと、それとやはり最近の子供は目が悪いという問題もありますので、目が悪くて黒板の字が見えないとかそういったこともありますので、眼鏡とかコンタクト、そういったものについてもですね、今後やっぱり、学習環境の一貫としてですね、見るべきではないかなというように思います。

それと、生活保護基準がですね、2013年に切り下げられた中でですね、前年まで使えた就学援助の対象外となる生徒が出てくるという、そういった状況が起こっています。国はですね、これに対して、この影響が出ないようにというふうに自治体には求めています、それ以上のことは言っていません。芦屋町ではこれをですね、やっぱり影響が出ないようにというので、そういった対応をしましたが、今後ですね、やはりこれについてもですね、今まで就学援助を受けている方がそういった基準によって、引き下げることによって、受けることができなくなるという、そういったことがないようにしていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、先ほどの眼鏡やコンタクトレンズ等の用具についての支援ということですが、これらを援助対象とすることに関しては、郡内や県内、近隣の市町村の状況を把握、確認しながら、慎重に検討したいと考えております。生活保護の項目との関係性もごございますので。

次に就学援助の枠を拡大していくことにつきましては、確かに非正規社員等の増加により、俗に言う貧困家庭がこれから増加していくとも言われております。このような社会情勢の中、今後就学援助に関するケースがますます増大すると思われまます。このような状態の中、近隣市町村の動向を見ながら、まずは芦屋町教育委員会での調整、検討が必要であると考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひともですね、子供たちに行き届いた教育が与えられる環境をですね、つくっていただきたいと思います。

続きまして、住宅の耐震化について伺います。

今回の熊本・大分地震では、震度7を2度も記録し、複数の断層に地震が連鎖した前代未聞の震災となっています。熊本県などの一連の地震で犠牲になった方の状況を分析したところ、7割を超える方が家屋の倒壊で亡くなっており、半数以上が耐震基準が厳しくなる1981年6月以前に建てられたことも判明しました。

住宅の耐震化は、震災時に津波以外の死者数を減らす最も有効な策とされ、政府は「2020年までに少なくとも全国平均82%を95%に上げる」という数値目標を掲げています。福岡県では持ち家住宅の耐震補強事業を実施していますが、芦屋町での運用や周知はどうなっているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

福岡県の木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金制度などを活用して、平成26年度から芦屋町木造戸建て住宅耐震改修補助制度を継続しております。補助率は40%で、上限は60万円となっております。

周知につきましては、広報あしやの平成26年10月15日号で、「震災に強いまちづくり 木造戸建て住宅の耐震改修工事を補助します」という見出しで、1ページの紙面を使って、対象住宅や対象者、補助額、対象期限、制度の流れなどを詳しく紹介しております。また、平成27年

4月1日号では、「芦屋で住もう」という定住策を紹介している2ページ特集の中で、この制度を紹介しております。ホームページでも紹介していますが、28年度に入って広報あしやでは、まだ紹介していませんので、早急に掲載したいと考えております。

なお、過去2年間の申請の実績はありません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私もホームページを見てみたら載ってなかったんでね。芦屋町はしてないのかなと思ったら、一応しているということですね。ただ、言われたようにですね、実績はゼロということです。これは、全県的にそうで、福岡県内で113件しか使われていません。福岡市が59件ということで、一番トップ、あとほとんどなく、近隣では岡垣が1件、水巻町が1件と、そういった状況です。

これはやっぱり今まで熊本もそうでしたけど、地震が来る。特に震度7とかね。そういった家が倒壊するほどの地震が来るということをほとんどの方があまり想定してなかったんで、そういったものが必要ないということと、それと、築35年以上建っている住宅がほとんどということで、高齢の方がおってですね、そういったところになかなかお金をかけにくいという、そういった状況があるんだというふうに思います。そういった点ではですね、ただ熊本地震が起こった中で、やはり、家屋が倒れて命を失うという、そういった最悪の事態を防ぐためにもですね、耐震改修補修はですね、していき、やっぱり国が言うように95%の目標というのをどうクリアするかというところが、今、自治体に強く求められていることだと思います。

それで、芦屋町としてはですね、空き家対策としてですね、空き家バンク制度とかそういったものもつくるとは思いますが、この空き家バンクにしてもですね、ほとんどが建築基準法の新耐震基準ができた1981年前の家がですね、多く登録されると思います。そういったふうなですね、一定の地震が来れば家が崩壊するという、そういったところを空き家バンクに登録すること自体がやはり、耐震基準に満たないという点ではどうだろうかというふうに思いますが、そういった点ではどう対応するのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

空き家バンクの登録の件ですが、現在、芦屋町内で空き家の調査を8月の中旬まで行うようにしております。その中で特定空き家になる分とか、そういった調査で所有者にその空き家バンク

の登録についての承諾を得たものについては、空き家バンクに登録して、それを町のホームページとかで紹介するというを考えて、今現在、要綱等をつくっております。

それで、議員が言われますように耐震化に合格したものだけをするのか、それともどうするのかというのは、まだ詳しくは考えておりませんが、町としてはあくまで空き家バンクというのは、定住促進の観点で行うことにしておりますので、表現があれですけど、かなり古くて住める状態ではないものであっても、例えばその土地に住みたいという方がいらっしゃれば、そういったことでその家を買われて、解体して新築するというようなことも考えられることがあります。芦屋町としてもその中古住宅解体補助金とかをやっておりますので、空き家バンクのこういった家を対象にするかというのは、もう少し慎重に検討したいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町が出している「あしやで暮らす」というこういった中で、今、中古住宅なんかも購入すればどうですか、解体すればどうですか、新築すればどうですかということですね。そういった中で、町としても補助金を出しますということで、積極的に定住施策を進めているわけなんですけど。

例えば、中間市ではですね、中古住宅リフォーム補助金ということで、確か30万円。中古住宅を買って、中間市に住もうという人は、そういったふうに関んなリフォームとか耐震化が必要でしょうから、30万円出しますよという、そういった制度をつくって、定住促進に加えています。こういったですね、熊本の震災が起こったということを考えれば、やはり、ちゃんとした耐震化ができていない家に住ませるといことも町の役割だというふうに思います。

今、民間ではですね、そういった住宅を紹介する不動産会社とかそういったのが、耐震化をしてないところを紹介して、仮に潰れた時には民間としての責任が問われる、そういった問題が発生するんじゃないかということも論議されていきますので。例えばこういった中古住宅を買った時に、リフォーム補助金をこういった「あしやで暮らす」という制度の中に導入するという、そういったことは考えられないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

じゃあ、全般的なことをございますので、私のほうから答弁させていただきます。

議員も言われましたように、今回の熊本地震におきましては、日本全国経験したことがない、

皆さん国民もそうなんですけど。きょう午後からまた松岡議員のほうからいろいろ地震のことにつきまして、一般質問が出ておるわけですが、これを機に、やはりいろんな方面から変えていくべきところは変えていかなければならないというふうに思っております。議員の言われましたことにつきまして、いろいろな面からですね、検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ、お願いします。

それで、今プレミアムつき商品券が出ていますが、この後に高額商品券を発売するというところで、これは前回も、前々回も出た住宅のリフォームとかね、そういったものに使われるということで、これはこれで、耐震化とかリフォームする場合に大きく役立つというふうに思いますが、これは予算規模が2,000万ということで、50万として平均したら40件ということになります。この40件全てが、こういった住宅のリフォームとか耐震化とかではなくて、やっぱり、いろんな高額の家電を買ったりとか、いろんなものに使うというのもありますので、そういった点では対象者もですね、住宅を改修する対象者というのはやっぱり絞られてくると思いますし、また、規模を大きくしていけばですね、この商品券自体は商工会の負担もやっぱり出てきますので、そういった点では商工会自体がこういった負担をできるのかという、そういったところがあると思います。

それで、今までも言ってきましたけれど、やっぱり私は、町としてこの住宅改修耐震化については、住宅リフォーム助成制度をね、この間ずっと要求してきましたけれども、まだまだ芦屋町は高額商品券で対応するとかそういったことになってはいますが、ぜひやっぱり町独自のやっぱり住宅リフォーム助成制度をつくってですね、やっていただければというふうに、もっとやっぱり県の助成、そしてこういった商工会のリフォーム、そして町の住宅リフォーム制度、こういった3本立ての中でですね、住宅改修をやるべきではないかなと思います。

だんだん、だんだんやっぱりこれも近隣にも広がってきまして、今度、中間市で住宅リフォーム助成制度がスタートします。これは、補助対象工事費の10%の額ということで、上限は10万円ですということですね。もちろん、市内の施工業者に限るということ。こういった制度に今回、中間市が取り組むことになりました。そういった点でですね、ぜひやっぱりこういった制度も入れて県の補助制度による耐震化、移住定住制度による耐震化、そして町の住宅リフォーム制度による耐震化、こういった制度を活用し、改修費が高額で二の足を踏んでいる方にですね、耐震工事を促進し、万が一の時の被害をですね、軽減できるように、やっぱり町ですべきではな

いかというふうに思いますが、この間一般質問で何回か取り上げてきましたが、この住宅リフォーム助成制度について理事者の考えを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど言ったとおりでございますので。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ、検討をしてください。

それでは、最後に高齢者の移動手段について。ここ数年で、高齢ドライバーによる交通事故や危険運転が相次いで起こっています。警察庁によると、交通事故の総件数が年々減少している一方で、65歳以上の高齢ドライバーによる事故の割合が増加の一途をたどっているとのこと。

一昨年1年間に発生した事故3万7,184件のうち、およそ5分の1が高齢運転者の事故でした。今後、超高齢化社会が訪れるにあたり、高齢者ドライバー問題に具体的な対応が求められています。

芦屋町では運転免許証の自主返納者に対する補助について、どのように考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

運転免許証自主返納制度は、高齢者による交通事故の増加や事故を懸念する家族からの相談によって、平成10年道路法の改正により開始されております。

現在、運転免許証を返納した場合、「運転経歴証明書」の申請をすることができます。「運転経歴証明書」とは、運転免許証を返納した方が交付申請できる証明書で、金融機関などで公的な身分証として使用できる運転免許証と同じサイズのカードです。24年に法改正が行われ、使用期限が無期限になったことから、自主的に返納する方がふえてきています。

議員がおっしゃるように、福岡県内での事故件数も、平成18年が約5万件、平成27年では約4万件と年々減少傾向にあるのですが、高齢運転者が当事者となった事故件数は、平成18年が約5,000件、平成27年では約7,000件と逆に年々増加しています。全国でも、高齢運転者による交通事故が近年増加傾向にあるため、運転免許証を自主的に返納しやすいよう、返納した高齢者に対して、移動のための交通手段に関する支援を行っている自治体があります。

福岡県では現在9つの自治体を実施しており、近隣では遠賀町が65歳以上の高齢返納者1人につき1回を限度として、コミュニティーバスの回数乗車券50枚（5,000円分）を支援しています。

芦屋町は、JRの駅がないことや買い物などについても大型スーパーがないことから、隣町へ赴くことが多く、自家用車での移動に依存している地域だと思われます。実際にタウンバスの促進に関して、5つの自治体にお伺いしたときに、この自主返納制度についてお聞きしてみたのですが、他の自治体が支援している内容ぐらいでは、自主返納はしないとの意見でした。

こういうことで、補助制度を設けても免許証を自主的に返納するとは考えづらく、費用対効果を考えれば、すぐに積極的に取り組む状況ではないと判断いたします。今後、実施している自治体の状況を注意深く見ていきたいと思えます。なお、免許返納者への支援策については、他の自治体が行っている一過性の補助ではなく、まずは、交通面の利便性をよくすることも1つの方法だと思えます。

今年度、平成30年の病院移転に伴い、今後の交通網の計画を行いますので、このことも含めて策定していきたいと思えます。また、運転に不安を感じるようになってきた高齢者の方には、運転免許証を返納する制度があることを、交通安全運動等を通じて啓発は行っていきます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この運転免許証自主返納制度というのはですね、いろんな自治体で今後取り組まれていくというふうに思いますが、とにかく家族の方にとっては、「運転が怖くて、もうやめてほしい。」「なんとか運転免許証を返上させたい。」という、こういった訴えがふえていると思えます。しかし、本人自身はですね、なかなか車を手放したくありません。自主返納した高齢者は交通弱者となり、日常生活に支障をきたす問題が懸念されます。特に芦屋町では、先ほど課長も言われたようにですね、買い物をするにしても、高須とか水巻、それから遠賀、岡垣とか、そういったところに行くことも多いということですね、車がやっぱり必需品だということで、なかなかそういったところに足を踏み出しきれないということがあっていると思えます。

こうした中でですね、全国の自治体で取り組んでいるわけですけど、バス、タクシーなどの公共交通機関の運賃割引制度や無料乗車券を導入している自治体があります。金額にしてもですね、大体2万円程度。先ほど遠賀町がコミュニティーバス券が50枚と言いましたが、岡垣町は西鉄バスのICカード1万5,000円程度かコミュニティーバス乗車券2,200円を7セット、1万4,400円ですね。それから、タクシー券650円が24回。この3つのうち

のどれかを選択してくださいということで、どれも1万5,000円程度、こういったことです。これではですね、やはり一時的な対応にはなりましようけど、長期的というふうに見れば、なかなかそこに足を踏み出すかという点では疑問視されます。

福井県の鯖江市では市民バスの無料乗車券を最長10年にわたって交付する制度を導入しました。これによって返納者が10倍を超える増加というふうになっています。芦屋町でも公共交通が撤退する中で、町としてタウンバスや巡回バス、こういったものを運用しています。巡回バスにしても、今後運用の仕方が誰でも乗れるようにするとか、また、100円バスにするとか、そういった部分についても論議されていますけど、そういった点ではですね、芦屋町自体のそういった町の交通機関を多くの方に利用していただき、活性化していただき、持続可能な制度といたしますか、そういったことにしていくためにもですね、ある程度免許証返納率を上げていくために、無料バス制度というのを出してですね、そういった人たちについては、芦屋町のタウンバスとか巡回バスについては、無料で乗れますよという、そういったふうにしていけば、稼働率も上がるんじゃないかなというふうに思っています。これについては賛否もあると思いますけど、一応、町が負担する部分も今までどおり変わらないというようになるんで、そういった点ではこういったこともあるべきかなと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今言われたようなことも考えていきたいと思いますが、まずは返納者だけというふうな捉え方ではなく、高齢者全体のこともあります。またタウンバスについても一部しか通ってなくて、山鹿の大君あたりも通っていないという状況になっていますので、また、うちのほうは市営バスが折尾のほうに走って、向こう側のほうにも行かれる方も多いということもあります。また、市営バスは町が運営しているバスではありませんので、そことのまた協議も必要になってきますので、このことも含めて計画の中で策定していきたいと思えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おっしゃるとおりで、私もね、免許証返納者だけで狭く見ていたらいけないと思って、それはその施策としてやりますけど、基本的にはやっぱりもちろん全ての交通弱者への施策が重要であり、タウンバスや巡回バスの本数をふやすなど、利便性を充実させ、より多くの方が利用される公共交通にしていくという、そこがやっぱり一番の基本だと思います。こういったですね、点

を踏まえてですね、運転免許証の自主返納制度を促進するようにはしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。13時15分から再開いたします。

午後12時00分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

次に、2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡泉です。本日の質問は、1件目は震災対策についてお伺いいたします。まず初めに今回の地震で亡くなられた方への御冥福と被災された方へのお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願うものであります。

昨日の行政報告、それから午前中ですね、一般質問の中にもありましたとおり、今回の地震が、予想を超える状況であったことが皆さんのお話からも伺えるかと思えます。今回の熊本地震は、震度7程度の地震が2回も連続して発生するという想定外の災害であったため、被害は甚大となってしまいました。一連の地震で亡くなられた方は49名、行方不明者は現在1名であります。そのほか、関連死の疑いで19名の方が被害をこうむっております。とりわけ、37名が家屋の倒壊で、9名が土砂災害で亡くなっております。また、家屋倒壊で死亡した37名中、少なくとも20人がいた家屋は、耐震基準が厳しくなる1981年6月以前に建てられたものであります。土砂災害の9人中7人は、事前の危険性の周知などを義務づけた警戒区域でない場所で亡くなっております。

宮城県の河北新報は、「熊本では『大地震は来ない』という意識が強かった。1978年宮城県沖地震で危険性がクローズアップされたブロック塀の倒壊による犠牲者も出ました。東日本大震災を含めた宮城県の教訓は届かず、思い込みは町や暮らしを無防備にした。」と報じております。災害の様相は、そのたびに異なるため、計り知ることはできません。しかしながら、今まで得た教訓を生かして防災・減災に努めることが私たちに課せられた責務でもあります。

そこで、今回の地震の町の対応はどうであったのか、また、今後の町の防災対策の方向性や施

策をどのように考えているのかお伺いいたします。

熊本では、「地震は起きない。」との認識の甘さがありました。防災・減災対策を行っていく上で、町民のこの防災意識の高さが、町や暮らしを無防備にするかどうかが決まります。芦屋町でも当然、地震が起こる可能性があります。近くには、小倉東断層、福知山断層帯、西山断層帯、宇美断層や警固断層帯などがあります。

そこで、防災意識の高揚の取り組みが、現在どのように行われているか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

意識の啓発を図るために、芦屋町のホームページ「くらしの情報 防災」のカテゴリーで、防災に関する情報を掲載しております。主な内容としましては、地域防災計画、各種のハザードマップ、総合災害対応マニュアル、緊急速報メールによる緊急情報の提供、指定避難所等の情報提供を行っております。

また、町の広報紙で、6月1日号と9月1日号の年2回、住民啓発のために啓発記事を掲載しております。

6月1日号は、出水期前であるため、例年は集中豪雨、洪水や土砂災害等に関する情報を掲載しております。今回は、表紙一面に非常時の備えについて、チェック方式で確認できるように意識づけを促しています。防災意識を高め、命を守る備えを充実させようと題して、災害対策のポイント等の掲載をしております。

9月1日は防災の日であるため、防災に関する情報を紙面見開きで毎年掲載を行っております。そのほかに、芦屋町出前講座で「知って安心！まちの防災」に関するメニューを設けております。対象としましては、町内に在住、勤務する5人以上で構成された団体やグループが対象となっております。この講座は、皆さんが主催者となり、そこに講師として役場の職員等を派遣するというシステムになっております。

以上のように、いろいろな媒体を活用して、啓発活動を進めております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、御答弁がありましたように、6月1日のですね、広報あしや、皆さんも御覧になっているかと思うんですけども、こういった広報誌をいただきました。この中にですね、「まだ、他人ごとだともっていませんか」それから、災害対策のポイント。それから、避難行動要支援者の名簿

の作成ということで、取り組みが詳しくは載っております。しかしながらですね、こういった取り組みはされているんですけども、実際ですね、町の皆さんのお声を聞いたところですね、「私は避難するときに、どこに行くのか。」というお話がよく出ます。それもですね、つい最近のことでもあります。そういうことで、こういった資料の配布、そういった情報公開、意識の啓発は行っておられるかと思うんですけども、どうも息づいてないんじゃないかというふうに思います。

そういうことですね、私は、この防災意識の醸成、それから、高揚についてはですね、最終的には、どういった手段、方法がいいのか。それは、あくまでも町民の皆さんにこういった防災活動に参加していただいて、その中でですね、今言ったような知識を習得してもらう以外にはないんじゃないかと思うんですけども、担当課としてはどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、松岡議員さん言われますように、訓練とこういう啓発活動をセットにしていくのが、非常に大事ではないかというふうには思っております。そこら辺の訓練につきましても、定期的には実施をしていかななくてはいけないのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことで、今後ですね、この意識の高揚を図る上でもですね、今、課長から答弁があったとおりですね、いろいろなですね、計画を策定していただく中で、多くの方にやっぱり参画していただく必要があると思いますので、取り組みをですね、充実させていただきたいと思います。

次ですけども、ハザードマップが各種配布されております。これについてもですね、ハザードマップはいただいているんですけども、この活用方法が理解されていないんじゃないかと私は考えるんですが、この件はどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

現在、芦屋町ではハザードマップを作成して、4種類、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの簡易版を発行しております。各種災害に

関して必要な情報を掲載していますので、町民の皆様にご覧及び保管してくださいというふうな形で周知をしておりますし、災害が発生しそうな時は、すぐに活用して頂くよう町民の集まる場面では、お願いはしております。特に自治区とか自治区長さんにはそういう形でありましてという形の中で御説明しておりますし、ここ2年間、白浜だとか、去年は三軒屋区で避難訓練等を行っておりますので、そういうところでも周知はしておるところになります。

また、家族や自治区の自主防災組織等で避難場所の確認や、もし災害が発生した場合は、どこかの避難所に行くのかなど、事前に家族等で話し合ったりというような形で、これを活用していただければという形をお願いはしておるところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、ありましたけれども、このハザードマップですけども、今、答弁がありましたように、一読するだけ、それから保管をするだけでは、活用が不十分だと考えるわけですね。このハザードマップというのは防災行動計画策定の重要な基礎資料だと私は考えるわけですが、そういうことをですね、全てに関して防災に当たるにあたってですね、基本的な資料ですので、町民の皆さんがどういった理解を示されるかによって、今後のですね、対応が変わってくるわけですね。そういうことで、このハザードマップの利用方法についてはですね、やはり行政のほうでですね、周知徹底をやっぱりお願いしたいと思うんですね。せっかく先ほど答弁でございましたように、出前講座を一応計画しているというお話がありました。そういうことで、やっぱりその機会をやはり、たくさんつくっていただいて啓発をやっていかなければ、先ほどの防災意識の高揚と同じようですね、住民の皆さんの意識は高まらないじゃないかというふうに思うんですね。そういうことで、そういった機会をですね、行政も大変でしょうけど、いろいろな工夫をしながら、盛り上げていただければというふうに思います。

先日、5月30日ですけども、最近の異常気象に踏まえてですね、洪水想定の見直しが発表されております。私も見ていましたけど、どうも東京の荒川が中心になっていて、芦屋は関係ないかなと思っていましたら、一番末尾のほうに遠賀川が載っていました。

そういうことで、逐次ですね、こういった異常気象の中で、ハザードマップも状況も危険区域も変異しつつあります。そういうことで、この情報については、町は掌握されているのか伺いたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

遠賀川の浸水想定につきましては、今、松岡議員が言われましたとおり、5月30日に出されております。さっきの答弁の中にもちよつとあったんですけど、見直しが行われて今回出されたという形で、当初は2日間の405ミリでしたところが、今回見直しにつきましては、12時間雨量という形の中で、12時間で592ミリの雨が、日の出橋上流域に降った場合の想定といった形の中で、今回ハザードマップの見直しは行われておりますので、これをまた参考にしながら、町のハザードマップの作成、つくり直しを行っていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたけども、状況が変われば、対応も変わりますから、これについては防災ということで、迅速な対応をお願いしたいと考えます。

次ですけども、自主防災組織の活動ですけども。この自主防災組織の活動は、防災意識の高揚を図ったり、また、防災・減災対策を推進する上で大きな役割を担っております。そういうことで、この自主防災組織にかかわる取り組みをどのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自主防災組織で、自主的に災害図上訓練や避難訓練等を行っていただくことにより、意識啓発につながると思われます。訓練等を行うことにより、自助、共助の精神が養われ、自分の身は自分で守ること、災害時は互いに助け合うことを実感でき、町民間の連携強化、意識の強化につながっていくと考えております。また、それをサポート・支援していくのが、行政の役割だという形で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことなんですけども、自主防災組織の活動というのは、やはり、行政のほうである程度ですね、サポート・支援する程度というよりも、側面でというよりは、やはりそこに入っていた中でですね、自主防災組織の活性化にやっぱり進めていかなければ、防災時には何も役

に立たないんじゃないかというふうに思います。

現在ですね、防災訓練、先ほどありましたけども、白浜が数年前で。先般、私も参加しましたけども、三軒屋。一番洪水で危ないということで、防災訓練が行われました。しかしながらですね、防災訓練ですが、どうも見ているとまだまだ2カ所でやった程度。それから、計画についてもですね、県が主動でやっているとか、そういった言葉が聞かれます。この防災訓練ですけども、私はやはり、先ほどのその自主防災組織の活動についての取り組みもそうですけど、こういった防災訓練についてもですね、県がやるから町のほうはちょっと後を引いたような形でするんじゃないかと、やはり、町主動で防災意識の取り組み、減災ですね、こういったものについては積極的に行うべきだと考えるんですけど。この町として主体的な訓練のあり方についてどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

議員さん言われますように、今、町が主体となってというところも大変あるかと思えますけれど、今年度につきましても、国、内閣府との共催で地震、津波防災訓練を11月の2日に実施するような形で計画をしております。これも国側の事業として、芦屋町が手を挙げて、今回採用されたという形で、目的としましては、福岡県北西沖で地震発生により、津波が発生した場合を想定して、国と町が連携して、地域住民及び自主防災組織等が参加する津波避難訓練を初めとした防災訓練を実施し、国と防災関係機関との連携強化、地域住民の防災意識力の向上を推進し、津波災害時における人的被害の軽減を図ることを目的とするという形で考えております。これにつきましては、コンサル等を含めながら考えていきたいというふうに思っておりますし、今回、これにつきましては、まだ確定はしておりませんが、地域住民や小学生の方を、まだちょっと調整は取れていませんけれど、地震を想定して、屋上に避難するとか、直上の避難とかということを今回やりたいなという形で計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

やっぱり関心が高まっている中で、取り組んでいくことは必要じゃないかと。それから、防災訓練といっても避難訓練じゃなくしてですね、いろいろな場所別の訓練がございまして。図上演習もあるでしょうし。今言った防災マップをつくったりとか、防災に備えるそういった取り組みはですね、いろいろなものがあるんじゃないかと思うのでですね、やっぱり意識を高めるというこ

とが、とにもかくにも防災・減災にかかわるということを認識してもらって、取り組んでもらいたいと思います。

午前中の一般質問の中でもありましたけども、川上議員が質問されておりましたけども、今回ですね、2回の大型地震ということで、建物の耐震化がクローズアップされた今回の地震だったんじゃないかと思います。防災活動の中核となる防災拠点についてもですね、耐震化が遅れて、倒壊してしまったということで、利用できなくなった自治体もかなり多くありました。また、そういう被災を受けて、罹災証明が発行できない。そういうことで、住民の皆さんに不安をですね、なおさらあおるような状況になってしまったということは、本当不本意じゃないかと思いません。

現在、耐震改修推進計画に基づいて、町についてもですね、所要の建造物の整備が図られてきていると思うんですけども、我が町ですね、防災拠点、そして、学校、病院、これは町には一応責務がないかもしれませんが、高齢者の方が身を寄せておられる介護施設などの重要施設の耐震化の状況についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

芦屋町では、耐震改修促進法に基づき、昭和56年以前に建設された不特定多数の人が利用する一定規模以上の建築物38棟について平成19年度、20年度の2カ年で耐震診断を実施しました。防災の拠点となる庁舎、総合体育館、中央公民館についてですが、当時、既に耐震化工事が施工中だった庁舎と建設年度が昭和63年の総合体育館は診断から除外されております。

中央公民館は、耐震基準を満たしているという診断が出ましたので、以上のことから3施設、防災の拠点については耐震基準を満たしているということが言えるかと思えます。

小中学校につきましては、診断の結果、耐震基準を満たしていない校舎、体育館があることが判明しましたので、平成21年度から計画的に耐震の補強工事を実施し、平成24年度までに全て完了しております。

病院、介護施設等につきましては、芦屋中央病院ですが、耐震基準を満たしているという診断結果が出ております。

介護施設につきましては、民間施設で把握はしておりませんが、全て昭和57年以降に建設された施設と認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、課長のほうから御答弁がありまして、建造物については耐震化が図られているということで、どうも芦屋町では地震が起こった場合ですね、十分耐えられるという御判断のようでございますけれども。今回の熊本については、無防備ということで、被害も多くなりましたけども、大型地震が2回も続くという状況はですね、耐震化、この基準ですけども、2回も続くということは想定はしておりません。そういうことで、安心はできないと私は思うわけです。こういった大型施設というのは平成25年にこの基準がまた改正されて、法律が改正されておりますけども、やはりこの大型施設というのは、皆さんたちが避難に利用されたりとか、防災拠点になるわけですね。そういう意味からすると、こういった施設については、そこが備えるべき機能というのは、最小限保たなければならない機能というのはあるというふうに考えます。病院に至っては機器ですね、そういったために、水がいたりとか、電気がいたりとか。

ましてや災害対策本部、私は何回も聞いているんですが、芦屋の総務課は絶対に崩れないと、私は金づちを持って、1回トンと叩いてみたいと思っているんですが。

私はやはりこの大震災が2回も続くと、やはり町にも被害が出るんじゃないかと。1カ所ポツと落ちて、もう使えなくなるということもございますので。そういうことですね、やはり、代替手段は考えなければならないと思うんですが、今、課長が説明していただいて、代替手段については余り言われませんでした。この予備手段というのはお考えになっているのか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

言われますとおり、その2回の地震を想定していないというところで、1回の地震だと耐震補強工事もしておりますので、大丈夫じゃないかという形の中で答弁をさせていただいておりますけれど。今回言われますとおり、2回の大地震が発生した場合、拠点として災害対策本部が機能できないという可能性もあるのではないかとこのところを鑑みまして、ほかの場所、代替地等を今後検討していかなくてはいけないのではないのかというふうには考えているところでございます。場所につきましてはまだ選定はしておりませんが、山鹿部と芦屋部で1カ所ずつとかいう形の中で、代替地的なところの平地と地盤の大丈夫なところについて考えるべきではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

病院の関係がちょっとありましたので、中央病院からちょっと聞いた情報でちょっとお答えします。

芦屋中央病院では、今回の熊本地震による設備機器の被害状況、これにより新病院での設備機器設置に関しては、耐震性能を増すような変更を行っております。それから備蓄関係では断水から24時間分の透析可能な受水槽の設置。それから、自家発電の燃料についても48時間分の確保。それから、備蓄食料としては患者さんの3日分の確保ということを予定しているということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

犠牲者の多くの方は、今回この耐震基準に適合していない家屋の倒壊によって亡くなられているわけですが、これについてはですね、町の取り組みはどうかというように私も考えたのですが、川上議員がですね、建造物のその補助について言われていましたので、割愛させていただきます。ただ、この建造物の建造診断ですね、これについては一応県からの助成等があるというふうに聞いておりますけども。午前中から補助ばかりというか、経費にかかわることばかりお話がいついたもので、どうかと思うんですが。とにもかくにもやっぱりそういった必要な経費については、拠出していただけるようお願いしたいというふうに思います。

今回ですね、1回目の地震で避難して、通常であれば戻れるわけですね、大体ですね。ところが、2回目に本震が来るとは、皆さんわからないというのか、想像がつかなかったということで、戻って被害に遭われたということがございます。それでですね、町にはですね、いろいろな雑誌等、チラシ等があるんですが、本当、総務課の前にこれがあります。「身近な防災ココが変わった!」。変わっている分がちゃんとあるんですが、そこが御理解願っていないところがあるんじゃないかと、私は思うんですね。この中にですね、「避難したら戻らない」ここが変わったとちゃんと書いてあるんですね。これ、いつ出たのかなと思うんですが、やはりですね、おさまってもすぐに帰れない事態を今後考えなくちゃいけない。そういうことで、やっぱり住民の皆さんに安全が確保できるまでは、うちには戻らないでください。そういった徹底を図っていくべきではないかと思えます。

それでですね、今回芦屋の町についてもですね、震度3から震度4ということで、行政報告の中でもありました。それで、今回の町の対応なんですが、夜中に職員の召集は行われて、夜遅くですね、真夜中に出勤されて、私、次の日だったですかね、課長のところに行きましたら、みんな

な疲れきっておられました。このですね、召集されたというよりも、呼集をかけられて、出勤状況はどうだったのかと。ここをお伺いしたいんですが。お願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

それは4月16日になるかと思います。夜中1時20分過ぎという形で地震が起きまして、職員の参集につきましては、基本的に自主的に参集をしていただいたというところで、その人数でもちまして、被害状況を確認するというところの形態をとってやったという形で、特段、支障を起こすという形ではなかったですけど。その参集の仕方については自主的に、こちらが呼びかけて各課長を呼んだという形ではございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今お聞きしますと、こういった災害が起こったときに、町の執行部として呼集すべき人員は指定されているんですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地域防災計画に基づいて、災害によって出てくる参集の課・係等は決めてはおります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

何かお聞きしていると、歯切れが何か悪い返事なんですが。私は自衛隊におりましたので、呼集に対応できるように常にいたわけですね。職員の皆さんはどうですかね、そのあたり。私が次の日行ったときには、松尾課長と数名おられてですね、本当に疲労されていたなとは思いますが。やはり、行政でそういった町の皆様の命を預かる皆様方はやはりですね、そのあたりは心していかなければならないと思いますし、こういった緊急対応の人員指定というのは、しっかりやっておくべきだと思います。

そういう意味からしたら、居住の指定場所というか、それは自衛官だけでしょうけども、ある程度やっぱりですね、どこに職員の方が住んでおられて、芦屋の町の何キロ以内には歩いて来

られる方が何名おるとかですね。そういった中で、誰が何をすべきかということをしかりとですねアサインしていただいて、対応していただきたいと思うわけです。

災害時ですね、初動対処というのは、やはりですね、事後の応急対策に非常に影響を及ぼすわけですね。遅れれば遅れるほど被害が大きくなります。早く出て、やはり町長が山鹿から駆け足で来られます。そうした中で、そういった対策はしっかりと取られていくわけですね。ということで皆様方もそういった気概を持って、取り組んでいただければという考えであります。

そういうことで、私はですね、職員の皆様、図上演習をやったと聞いておるんですが、今の図上演習、どういう形で行われているんですかね。また、回数はどの程度ですか、大体。よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

図上訓練等につきましては、ことしはちょっとやっております。2年前か何かには1回想定した中での訓練という形で分かれてやったという形でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

その程度じゃないかなと私も思いました。そのあたりはやっぱりですね、防災、防災というふうでこのチラシを回すだけではですね、実際、災害が起こったときには対応しきれないんじゃないかと危惧するわけですね。そういうことで、襟を正して取り組んでもらいたいと考えます。

次にですね、今回の熊本被災地への支援ですが、これはですね、行政報告でもありました。品物もここに5つあります。水、紙おむつ、トイレットペーパー、タオル、生理用品と。これは地元からの被災者からの要望で、このように決定されたと思うんですが、これ、裏返せば芦屋の町にとってもですね、こういった備品というのは、品物というのは、被災をこうむったときは必要になるということで、今後の備蓄品の中に計上していただければというふうに思います。

時間がないので、もう次に行きます。危険箇所の指定状況についてですけども、今回ですね、土砂災害で亡くなった方が9名おられて、実はそのうち7名は指定区域外だったんですね。危険区域外。本来だったらそこは起こらないというふうにハザードマップ等でも記載されていたんじゃないかと思うんですね。そういうことで、この危険区域の指定について、町としてはどのように考えておられるか説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

土砂災害の指定につきましては、平成26年2月に福岡県知事より、土砂災害急傾斜地の崩落などの土砂災害を指定するという形の中で、町としては37カ所の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域36カ所が指定されております。今回の熊本の地震のような形で指定されていないところが崩れて災害が起こったというところになっておりますけれど、現在のところ、県のほうからもこの指定についても見直し等の話は来ておりませんし、洗い出しにつきましては、今後県と協議をしていきたいというふうに思っております。ただし、芦屋町の場合は、山林等少のうございます。そういうところに家が張りついているというところは、今回の指定されている以外のところであるかという形でちょっと見たんですけど、なかなかそこら辺はないのかなというふうに思っておりますので、そこにつきましては、また県と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

危険区域については、厳格に明示をしていただければと思うんです。ただしですね、やはり危険な区域というのは、どちらかというところとそういったハザードマップ、科学的な根拠でそれを示されているかもしれませんが、地元の方のほうがよく御存知じゃないか、地域の方のほうがよく知っておられるんじゃないかなというふうに私は思います。それでですね、自主防災組織による防災マップは持っておられるところは、多分ないと私は認識しているんですが。

実は先ほどの、この宝くじ協会から援助していただいたチラシの中でですね、この中にございます。「ここが新しい！みんなで楽しく防災まち歩き」ということで、「防災訓練は『忙しい』、『面白くない』、『面倒くさい』などと思われて、参加を敬遠しがちになります。防災を楽しみながら学べる『防災まち歩き』をやろう」その中でですね、「自分たちが住んでいるまちを歩き、まちの危険な箇所などをチェックして、まちを歩こう、チェックをして回ろう、防災マップをつくろう」というような呼びかけがあります。

そういうことで、私はやっぱり先ほどの自主防災組織の活動の中にですね、1つとして、この防災マップの作成が不可欠だと思うわけですね。これについては、見解として、執行部側としてはどのように考えますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、言われました自治自主防災組織での地域でのハザードマップづくり、防災マップづくりというところは非常に、町としても歩いてもらって危険な状況と避難経路を知っていただくというところで、三軒屋で避難訓練を行った場合もきちんとそういうところを使った中で、地図と避難経路、集合場所というところを三軒屋はやっておりますので、そういうところを各自治区の中で、自主防災組織でやっていただき、行政がそこに入って指導していくという形の中で、皆さんと一緒に今、活動しながらつくっていくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

わかりました。

次はですね、避難場所の数、機能なんですけど、今回の地震にはですね、避難所が足りないというよりは、使えなくなって行く場所がない。それでいろいろな場所にですね、利用できるところは利用していくというような状況で、避難所は掌握できない中で、いろいろなところに身を寄せておられる方が多かったというふうに聞いています。そういったことで、余震があってですね、皆さんは不安でたまらないわけで、家には帰れないと。夜中、我が町についても、高齢者の方が夜、怖くてということで、避難所を夜、開設していただきました。そういうことでですね、多くの方が車の中で寝泊りと。これ中越地震のときにこのエコノミークラス症候群、要するにそういった状況に陥って、亡くられる方も何人か出ている状況にあります。そういうことで、町全体としては、この避難所の数足りるのか。また、使えなくなったときにはどうするのか見解をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難所の最大収容人員として、総合体育館と中央公民館で、一応最大で、約2,600人を収容できるような形となっております。そのほかとして、指定緊急避難場所、町民会館、芦屋町小体育館、武道館、山鹿公民館、東公民館、中学校と3小学校、芦屋中央公園の10施設で約4,800人が一時避難できるという形の中で想定をしております。合計でそこを足しますと、約7,400人という形で、芦屋の人口が約1万4,000人強ですので、半数の方がもし、全部施設が使えれば避難できると、半分が避難できるという状況にはなるかと思えます。ただし、今言われますように、この中で何カ所か使えなくなるという形になると、そこで避難できる数が減って

くるというふうに思いますので、まだ避難をしていない場所等、空き地とかまだいろいろ駐車場跡地という形の中であると思いますけれど、そこら辺につきまは、関係機関と調整をして、災害時には活用させていただきたいというところは考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

飛ばしすぎちゃって抜けておりましたけど。

先ほどの職員の皆さんの姿勢について問いただしたところがありますけども。防災マニュアルがございまして、そのですね、利用状況をまた確認しようと思ったんですが。今回利用されたのかどうか。またはそういった防災マニュアルを持ちながら、各課でですね、どのようにその活用されて問題があったか、なかったかというところを聞いたかったんですが、もう時間がありませんので、今後、私、足を運ばせていただいて、皆さんのマニュアル、どこに入っているのか。どのように活用するのかお聞きをしてまいっていきたいと思います。そういうことで次回にまたですね、誰々課長さんは机の中に入れていて、何も知らなかったということがないようにですね、お願いできればと思います。

それから、1年前にですね、私、避難所の表示、表記についてお伺いしたことがございます。実はですね、先般、レガッタ訓練の後に4町で懇親会がございました。久しぶりにコミュニティーセンターにお伺いしたわけですけど、遠賀町のコミュニティーセンターは、しっかりとそのあたりの、それぞれ定義がされていると思うんですけど、第1避難所、第2避難所という形で。風水害、第1避難所とか書いてあるんですよ。地震、津波、第2避難所と書いてある。うちのやつはどこに書いてあります、そういったの。全然ありませんよね。これは私、1年前に指摘した事項です。全然進んでおりません。やはりですね、先ほどの話じゃないですけど、住民の皆さんどこ行くんですかね。わかりませんよ、やっぱり。いくら言ってもわからない。それは当然ですよ。表記もないんですから。どこに書いてあるんですか。地域防災計画、書いてありますよ。こんなの引っ張り出してくる人、誰もおりません。やはりそういうことで、自主防災活動というのがですね、地道にやらないと、何のためにやっているかわかりませんよ。皆さん、やっぱり命を落とすと私は思います。そういうことで、これについてはしっかりと取り組んでもらいたと思います。

次ですけども、申し訳ないですけど、時間が経ってしまいましたので、1つだけですけども。

この資材、備品なんですけど、今回ですね、協定を結んで、ナフコ西若松店や太陽建機からレンタルということなんですけど、今回の地震にもありました。やっぱり足りないわけですよ。いくら

言っても。誰かが持って来てくれる。食料品に至ってはコンビニには何もありませんでした。数日間ですね。皆さん、テレビで御覧になったとおりです。ありませんよ、どこにも。だから備蓄するんだと思うんです。それが現在、先ほどのこの広報あしやには3日間と書いてあります。これは従来の3日間の備蓄です。しかし、宝くじ、この「身近な防災ココが変わった！」の中にはどのように書いてあるかというと、南海地震に伴っては1週間の備蓄がいるんですということを書いております。最低限3日ですよ。今回、何日続いていますか。2カ月間続いていますよ。避難所では大変ですよ、今でも。皆さん生活しています。そういうことで7日間しましょうと。これは運用のやり方についても、この中に書いてあります。どのようにしていったらいいんじゃないかと。レトルト食品を多く買って、減った分だけ補充しましょう。そういったことが書いてあります。せっかくのこういったチラシで重要なものが全然活用されていない。そういうことです、もうちょっと真剣に考えていただければとも思いますし、こういった支援が受けれるから、もう大丈夫という認識はやめていただきたい、そういうふうに思います。

それで、防災についてはですね、その程度におさめさせていただいて、2件目はですね、今回、障害差別解消法について、お聞きしたいと思います。これは、実はですね、この条例についての制定をお願いして、請願が出ておまして、私が紹介議員になったわけですけども。そういう意味合いもありますけれども。今回ですね、広報の中に町での職員対応要領が各4町である程度お話が進んで、策定されたというふうに記載がされておりました。そういうことで、この障害者の方ですね、町での合理的配慮のやり方、これが定められたということなので、若干ですね、その主な規定内容で定めた内容について説明していただければと思うのですが。お願いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、職員対応要領を策定した背景からちょっと御説明申し上げたいと思います。

本年4月から施行された障害者差別解消法は、共生社会の実現に資することを目的に障害者に対する不当な差別の禁止及び合理的な配慮を地方公共団体に求めております。そして、努力規定ではございますが、「当該地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるもの。」とされたことから、本年4月1日を施行日として職員向けの要領・ガイドラインとして芦屋町職員対応要領を作成したものでございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

わかりました。

各4町とですね、すり合わせをよくやっていただいて、行政としてですね、障害者の方に対する合理的な配慮をどのようにやっていくかと。そういった、とにかくにも始めですね、取り組んでいただければというふうに思うわけですが。この規定に関してはですね、やっぱりひとり歩きしてはいけないと思うんですね。そこにはやっぱり障害者の方がおられるわけで。どちらかというと障害者の方というのは一歩引かれるんじゃないかなと思うんですね。やっぱり言いたいんだけど言えなかったと。あと、周りの方にちょっと、そういったお話をされて、それが発覚するというような状況だと思うんですけども、今回ですね、その障害者の方たちとの意見交換は行われたのかどうかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者差別解消法第10条第2項におきまして、地方公共団体が職員対応要領を定めようとするときは、「あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされております。

今回、職員の対応要領を定めるに当たり、遠賀郡4町ですね、芦屋町を含んで。同じ方針で臨むこと確認し、共同で作成に取り組んできたことから、遠賀郡3障害の団体に組織する遠賀郡障がい者団体連絡協議会と本年3月22日に意見交換をさせていただきました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

障害者の方と意見交換は行われたということでもありますけども、その障害者の方の意見というのは、今回のこの対応要領のほうには反映されている、そういうふうに考えてもよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

対応要領に関しましてなんですけども、意見交換では、遠賀郡障がい者団体連絡協議会から、この対応要領の見直しに関する御指摘というものは特段いただいておりませんでした。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、お聞きしたところ、大きな意見はなかったということでもありますけども、やはり先ほど申しましたように、障害者の方はやっぱり、一歩引いておられるのかなと、私つくづく思うわけです。

それですね、芦屋町ですけど、この聴覚障害者の方ですね、手話の会が、手話の方が、こういった方の合理的配慮をしていただけるような仕組みが必要かなと思うんですけども。現在ですね、役場での合理的配慮のこの聴覚障害者に関しての状況はどのようになっていますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まずは、役場の中なんですけども、職員の発言とか行動が差別的と誤解されない、あるいは合理的な配慮のもとで行政サービスを提供するためには、障害者の方の意思を十分に理解することが必要でございます。そのためには、双方向で良好なコミュニケーションを図る必要がございます。

このようなことから、芦屋町では事務事業にあたり、職員2名を手話通訳者として設置しているほか、書類の読み上げ等を行うことで、障害者の方々とのコミュニケーションの円滑を図ってきました。また、昨年度より筆談用のホワイトボード、耳が遠い方のために音声を集める助聴器を新たに購入し、コミュニケーションの一層の円滑化に取り組んでおる次第でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

取り組んでおられるということですけど、これについては聴覚障害者の方がいつ来られても対応できると、そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

職員2名がですね、おまして、その職員が例えば2名とも庁舎外に出ていると、突然来られた場合にはちょっと対応できないこともあります。その後はしっかりフォローはしていきたいと思えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

合理的配慮を執行部、役場、そういったところでは、配慮が逐次進んでいくというふうになんか感じました。そういうことなんですが、これは、義務として法律は義務化していますが、それ以外の関係については、努力義務、行政としては、当然そこあたりの責務が明確に示されていますので、今後ともですね、進められると思うんですけど。問題は、やはりそういった努力義務といったところの詰めだと思うんですよ。特に難しいのは、学校じゃないかなと私は思うわけですね。障害者の方がやっぱりそこにもおられますし、そういった中で健常者と平等に生活をともにですね、過ごしていけるシステムづくり、これについては、学校課のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

町内の小中学校4校におきましては、芦屋町職員対応要領第7条、研修及び啓発に「町は、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。」という条文があります。これに基づき、要領を各校に配布し、周知徹底・意識の啓発を図っております。特に、要領の第6条第7項の別紙1の例示「障がい種別ごとの合理的配慮の考え方並びにポイント及び事例」について留意させております。

また、研修については、夏休み期間中の8月5日金曜日、登校日の午後から、町立の小中学校に勤務する教諭等全ての教職員を対象に研修会を実施する予定でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことではありますが、今後ですね、こういった意見交換も含めてでしょうけど、障害者の方とのコミュニケーションの場というのはですね、定期的に持っていただいたらいいのかなと思うわけです。今度の取り組みに関しての考えはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、今言われました障害者とのコミュニケーションの場ということなんですけども、先ほど答弁申しました、遠賀郡の3障害の団体連絡協議会とは定期的に協議を重ねていくということ

確認しております。これにつきましては、協議の主たる目的というのは、いわゆる条例化でございます。議会のほうで採択していただきましたとおり、条例化について遠賀郡4町として、今後どう進めていくかということで、3障害の団体連絡協議会と協議、調整しながらですね、先ほど、土曜日にも新聞に載ってございましたとおり、福岡県がですね、いわゆる障害者差別を根絶するための条例制定を目指すということを知事が表明されておりましたので、それを受けて、その県の条例がどのようなものになるかということも含めまして、そこを含めて、障害者の団体連絡協議会と意見交換、それから協議を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

御答弁がありましたので、県のほうもですね、今回そういうことで、この条例を制定するというようなお話でした。遠賀4町の中でもですね、そういった条例を制定していただいて、ともにこの法律の目的である障害のある方、ない人もお互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくれればというように考えます。そういうことで、この障害者の方とともに私たちがもしっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上なんですけど、もう一度防災について言っておきますけども、必ずや皆様のところに行きますので、忘れないようにお願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に3番、今田議員の一般質問を許します。今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

今回ですね、2件の質問をします。1つはですね、学校給食センターについてですね。要旨1、建設事業の総支出額と財源は。お願いします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

昨年、平成27年8月に完成した新給食センターの建設事業の総支出額は、約9億5,600万円です。内訳として、建設工事費が約8億1,500万円、用地購入費が約1億1,550万

円、実施設計委託費が約 8 3 0 万円、工事監理委託費が約 1, 0 8 5 万円、地質調査が約 3 4 5 万円、用地測量が約 3 8 8 万円でございます。

なお、主な財源は過疎債で 8 億 1, 4 7 0 万円、残りは一般財源となります。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

よくわかりました。

次に要旨 2、委託業者名と業務内容及び配置人員をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

現在の委託業者は、栄食メディックス株式会社です。

業務内容は、主に給食調理、食器具等の洗浄・保管等の業務、給食及び食器具の各学校への配送等業務、各学校での配膳等業務となっております。

給食は、約 1, 3 5 0 食をつくっております。生徒児童分が 1, 2 2 8 食。教職員、センター職員分が 1 2 5 食となっております。配置人員ですが、給食センターでの調理等業務担当が、御飯の日、これが週に 3 回、月、水、金曜日が 1 7 人。パンの日、火、木曜日が 1 5 人となります。加えて、配送業務の運転手が 2 人、配膳業務担当が各学校 2 人ずつ、計 8 人となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

この委託業者の委託期間はどのようになっているか。お願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成 2 5 年度から平成 2 8 年度末、平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとなっております。

ただし、双方異議がない場合は、もう 1 年、平成 2 9 年度末まで延長可能となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

次に要旨3、給食搬送トラック2台の配付先と軽乗用車の使用状況についてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

給食配送用トラック2台の配付先は、町内の中学校と3小学校の計4カ所となります。

軽自動車は、係長たち職員が文書等の受け渡しや会議等で役場への往復、用件がある際の学校への往復、出張などで使用しております。

なお、給食配送用トラック2台と軽自動車1台、全て芦屋町所有の公用車となっております。以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

この公用車を委託業者のドライバーが運転していますが、これはなぜですか。それと、車の保険は大丈夫なのでしょうか、質問します。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成27年度の1学期までは、配送業務を民間業者、芦屋運送という会社に委託しており、給食配送用トラック、当時は1台、これは委託業者、芦屋運送の所有でした。そして、平成27年度の2学期から、新給食センターの完成・移転に伴い、トラックが2台必要になりました。また、今まで芦屋運送で使用していたトラックも規格が合わないため改修する必要があり、加えて、新規にもう1台購入する必要がありました。そしてさらに、財政課サイドから「業務内容が大きく変わるため、現在の委託業者、芦屋運送と契約延長はできない。改めて入札する必要がある。」との見解が示されました。これを受け、当時委託業者であった芦屋運送からは、「今回、仮に落札できたとしても、次の契約更新時に配送業務を落札できる保証がないので、新車購入や既存のトラックの改修等のリスクを冒せない。」との見解を示されました。

当時の委託業者から入札参加について辞退する意思を示され、また他の配送業者も同様のリスクを抱えることになると判断したため、町で給食配送用トラックを購入し、配送業務、ドライバーだけを栄食メディックスに追加委託する方法を選択いたしました。なお、車の保険につきましては、全国自治協会の共済に加入しております。

芦屋町と栄食メディックスとは委託契約を締結しておりますので、職員ではない栄食メディッ

クスのドライバーが公用車、トラックを運転することに問題はございません。事故等、万が一の場合にも保険の対象となりますので、御安心ください。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

はい、よくわかりました。

じゃあ、要旨4、管理体制はどうなっているかお伺いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

私、学校教育課長が所長を兼務しており、給食センター、現場のほうには係長、これは町職員です。そして、栄養士、これは県職員。そして事務補助員、町の臨時職員の3名が配置され、常駐しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

じゃあ保健所の立ち入り検査等はどうなっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

ただいま御指摘の保健所の立ち入り検査、一斉監視指導と呼ばれておりますが、こちらは2年に1回給食センター、現地のほうで行われております。なお、直近では、今年の5月26日に行われております。加えてまた、福岡県教育庁北九州教育事務所の実地指導が、5年に1回、これは、給食センターではなく、各学校現場のほうで行われております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

よくわかりました。

次に要旨5、給食材料の取り扱いと残飯処理はどうなっているか。お伺いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

肉や野菜、豆腐、かまぼこ等の生鮮食品については、主に町内業者やJ A、農協から納入しております。米、パン、牛乳等の学校給食用基本物資については、福岡県学校給食会から納入しております。また、冷凍食品や加工食品等についても、主に、福岡県学校給食会から納入しております。

残飯の処理についてですが、生ごみ処理機を設置し、処理しております。平成27年度の1日当たりの生ごみ平均投入量は、センターから出る野菜くずや残飯を合わせて、約54キロとなっております。

現在の給食センターに設置している生ごみ処理機は、もみ殻と竹炭を基材、菌床としており、微生物の働きで水や二酸化炭素に分解する最新のタイプのものです。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

生ごみ処理機でできた肥料はどうなっているのか。また販売しているのか、それとも学校花壇等で使用しているのかをちょっと質問します。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今回の処理機では、ほとんどが水や二酸化炭素に分解されるため、ほぼ何も残りません。1年に3回、各学期が終わるごとに保守委託業者がメンテナンスに来ますが、その際に先ほど申し上げた古いもみ殻を回収してもらい、もみ殻を、菌床を入れかえます。その回収されたもみ殻もごくわずかな量である上、またそのままでは肥料として利用できず、二次発酵させるなど、処理する手間が必要となるため、保守委託契約の中に引き取り業務まで含めておりますので、販売代金の収入はありません。またこういった事情で、学校花壇等で使用もしておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

じゃあ、給食の残食率をお願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

昨年度平成27年度の残食率は、芦屋小学校が0.8%、山鹿小学校が1.6%、芦屋東小学校が3.6%、芦屋中学校が8.6%となっております。なお、この残食率は副食、おかずのみの数字でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

どうもありがとうございました。

では、件名2、高齢者の在宅介護と生活支援について。

私はですね、介護を要する妻を支援しながら、在宅生活を送っています。今後さらに高齢化が進むにつれて、さらなる行政の支援や近隣住民等の支えが必要だと思って質問をします。

要旨1、独居老人及び老人夫婦の世帯数の推移は、お願いします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

独居の高齢者世帯、夫婦を含めて高齢者だけでお住まいの世帯につきまして、住民基本台帳に基づく最近5カ年の統計データで説明させていただきます。

平成23年3月31日時点における独居の高齢者につきましては、1,013世帯でしたが、5年後の28年3月31日時点では1,193世帯と、約18%ふえております。また、高齢者だけでお住まいの世帯につきましても、23年3月31日時点では626世帯であったものが、28年3月31日時点では746世帯となっており、約19%ふえております。

芦屋町の全世帯数のうち、独居の高齢者世帯及び高齢者だけでお住まいの世帯を合計した世帯数が占める割合についても、平成23年3月31日時点では24.7%であったものが、28年3月31日時点では約30%になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

今後、独居の高齢者、高齢者だけの世帯はどのように推移することが見込まれていますか。お

願います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者世帯の推計はございませんが、福岡県介護保険広域連合が作成した介護保険事業計画では、平成37年度までの芦屋町の高齢者人口の見通しが示されておりますので、その推計値を御説明申し上げます。

65歳以上の高齢者の数については、30年度の約4,300人をピークに、以後わずかずつですが減少していきます。このうち75歳以上の高齢者は年々ふえていき、37年度には、65歳以上の高齢者が約4,000人、うち75歳以上の高齢者が約2,400人となる見込みでございます。

高齢化率に関しましては、28年3月31日現在で29.5%であったものが、37年には32.4%まで上昇することが見込まれておりますので、このような状況から高齢者の独居世帯、それから、高齢者だけでお住まいの世帯、そういったものは今後ともふえていく、率ともふえていくことが見込まれています。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

はい、よくわかりました。

要旨2、孤独死防止の取り組みの現状と対策はどうなっているか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

孤独死につきましては、法的な定義が存在しておりませんが、一般的には、誰にもみとられることなく、生活中的突発的な疾病などによって死亡することとされています。また、統計上の正式なデータは存在していないため、芦屋町における孤独死の数の把握はできておりません。しかし、福祉課には民生児童委員を初め、住民の方からの安否確認の要請がある場合もあり、このうち一部ですが、誰にもみとられずに亡くなられた方がおられたことも事実でございます。

高齢者が孤独死に至るのは、一般的には社会的な孤立から始まると言われています。このようなことから、芦屋町では、高齢者の方々に対して地域での孤立を防ぐ仕組みづくり、またさまざまな見守り機能を働かせながら、民生児童委員を初め、住民の皆さん方の支え合いにより、取り

組みを進めておりますので説明いたします。

まず、芦屋町地域福祉計画において、安全・安心な暮らしを支える地域づくりを進めることを目標とし、取り組みの方針として、住民同士のつながりを深める地域での交流の促進を掲げております。具体的には、行政からは自治区加入や地域交流サロン活動の開催等の支援、一方で、地域においては各自治区で目標を掲げていただき、地域交流の促進に取り組んでおられ、できるだけ高齢者などが孤立しないような取り組みが進められております。

次に、見守りに関しましては、民生児童委員による共助の支援がとても大きな力となっておりますが、近年では福岡県が包括協定した協力企業である新聞販売店や生協、日本郵便等と町が個別に協定を締結し、新聞や郵便物が何日もたまっている。電灯が昼も夜もついたままになっている等の場合は町へ連絡をいただくことになっております。その場合、速やかに安否確認を行い、必要な支援を行うことで孤独死の防止に努めております。

しかしながら、孤独死を防止するためには、先ほど申しましたとおり、まず高齢者等が地域から孤立しないこと、そして地域から見守られること。このことが非常に重要であると考えております。したがって、今後とも地域福祉計画等に基づき、住民同士の地域のつながり、見守りが取られるよう啓発や事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

町が見守りを協定している企業について、見守りの方法を含め、具体的な協定先はどのようなになっているのか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町が高齢者等の見守りについて、協定を締結している企業は、朝日、読売、毎日、西日本、日本経済新聞を配達している新聞販売店でございます。それから、セブン-イレブン、エフコープ生協、グリーンコープ生協、九州電力株式会社、西部ガス株式会社、日本郵便株式会社でございます。

協定の内容は、新聞や郵便物が何日もたまっている。電灯が昼も夜もついたままになっている等異変に気づいたとき、町へ連絡していただくものとなっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

じゃあ、今まで協定を締結している企業から新聞や雑誌などたまっていると連絡はありましたか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今まで、協定を締結した企業からの連絡はあったことはございません。しかしながら町としましては、企業との締結の実行性を高めていくため、あるいは、協定内容をお互い確認する意味を込め、協定先に毎年度、協力の要請の文書を送って協力をいただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

次に要旨3、在宅医療の現状は。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

在宅医療の現状ということでございますけども、今後の高齢者の増加、高齢者の在宅志向等を背景とし、国は、いわゆる入院軽度者である医療レベル1の一定程度の方を在宅療養とする方向性を示し、在宅においても必要な医療や介護を受けることができる地域包括ケアシステムの構築を地方自治体に求めております。

特に在宅医療に当たっては、療養病床や回復期病床からの退院時、さらに再入院において、住民の皆さん、特に高齢者がいつでも安心して利用できる体制を構築するかが問題でございます。

このようなことから、国では介護保険制度を改正し、地域包括ケアシステム構築の一環として、平成29年度まで全ての自治体に対し、在宅医療と介護の連携を推進することを必須事業として位置づけ、具体的には、8項目の取り組みを求めておりますので、これらの進捗状況について説明申し上げます。

在宅医療及び介護との連携につきましては、遠賀中間医師会を初め、各職能団体と協議・調整を行い、27年度から遠賀郡と中間市を範囲とし、医師会や歯科医師会、薬剤師会とともに「遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会」を設置して取り組みを進めております。

具体的には、在宅医療と介護の連携のために各市や町が取り組まなければならないことは、1

つ、地域の医療・介護資源の把握。2つ目、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討。3つ目、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進。4つ目、医療・介護関係者の情報共有の支援。5つ目、在宅医療・介護連携に関する相談支援。6つ目、医療・介護関係者の研修。7つ目、地域住民への普及啓発。8つ目、在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携。以上、8項目でございますが、27年度においては、1番目の地域の医療・介護資源の把握ですね。それから2の在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討について取り組みが進みました。

その他の6項目につきましては、遠賀郡・中間市において29年度までに事業着手することで協議会と調整を進めていくことにしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

在宅医療を進めていく上で、課題と考えていることは何がありますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

在宅医療には何かあったときに相談できる、かかりつけ医を持っておくという患者側の課題。それから在宅で診療を担っていただく医者や歯科医師等の存在が不可欠でございます。また、先ほども申しましたけども、医療と介護の連携など他職種の連携というか、これがとっても大切に欠かせないものでございます。国として医療制度の見直しの中で、診療報酬の見直し等、在宅医療を進める方向性は出しておりますけども、現実として、地域ではなかなか難しい面があると感じております。このようなことから、今後とも住民の皆さんへの1つ目は啓発、2つ目は医師会を初め各職能団体と十分な協議・調整を行う必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

ありがとうございました。

じゃあ、要旨4ですね、最後。地域包括ケアシステムの推進計画及び現状と実施状況をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年をめどに重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制でございます。

地域包括ケアシステムについては、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を1つの単位とされていることから、芦屋町では町域を1つの単位として考えています。この地域包括ケアシステムについては、一般的に病院等の医療資源が問題となることが多いのですが、幸いにして芦屋町には、芦屋中央病院を初め、近隣には高度急性期の病床も多く存在していることから、現時点では大きな問題はないというふうに考えています。

ただし、今後は高齢者の増加や病床機能の適正配置等が進むことが見込まれており、高齢者等の在宅生活を支援する医療や介護サービスの充実が必要となります。

取り組み状況につきましては、介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの構築のため、市町村が29年度までに取り組まねばならないことが決まっておりますので御説明申し上げます。

まず、新しい総合事業への取り組みでございます。これは、本年4月から実施しております要支援1、2の方へ緩和した基準のサービス等の提供でございます。今後は、住民主体のサービスの提供等が求められておりますので、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に在宅医療・介護連携の推進でございます。これは先ほどの御質問で答弁申し上げましたとおり、遠賀郡4町と中間市で29年度までに8つの取り組み項目に着手いたします。

次に認知症施策の推進でございます。認知症施策については、これまでに認知症サポーターの養成、認知症はいかいSOSネットワークの構築、認知症の予防講座等を進めてまいりましたが、他の施策同様に29年度までに認知症の初期に対応する集中支援事業、それから、認知症ケア推進事業について遠賀中間医師会から協力を得ながら進めてまいることとしております。

地域包括ケアシステムの目標は平成37年度とされておりますが、芦屋中央病院を初めとする関係機関と連携を取りながら、目標年度までに芦屋町に合った制度をつくり上げてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

地域包括ケアシステムを構築する方向性はわかりました。このうち認知症施策にかかわることについて、聞きたい。

国は認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランにおいて、平成37年には高齢者のうち5人に1人は認知症になろうと推計し、その対策のため7つの柱を立てている。今の福祉課長の答弁では、適切な支援を行っていくことが述べられたが、認知症で悲しいことはですね、その家族であります。そこで、認知症の家族支援を行うため芦屋町の取り組みを聞きたいと思えます。お願いします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認知症施策につきましては、これまで認知症の方を見守ったり、必要に応じて支援する認知症サポーターの養成、啓発等を行ってきました。

27年度からは取り組みを一步進めており、認知症に特化した認知症予防教室の開催、家族のための認知症介護教室を開催したところでございます。

本年度も引き続き、認知症施策を実施することとしておりますけども、認知症介護教室は、職員が認知症の方を抱えておられるお宅へ訪問し、介護だけにとどまらず、家族同士の交流も持たないかなどもですね、そういった御本人や家族のニーズを踏まえてですね、さらに充実した内容として、家族介護、家族支援、そういったものを進めてまいるといふふうに今年度から計画しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

高齢者がですね、いつまでも安心して芦屋町に住み続けられるよう、しっかり取り組んでほしいと思えます。

以上です。一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、今田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、再開は14時50分から再開いたします。

午後2時38分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、8番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

8番、田島憲道です。新開課長、無事に答弁デビューおめでとうございます。多分、質問は飛んで行きますので、お疲れさまです。

先日、息子とですね、映画を見に行きました。ズートピアという映画なんですよ。ディズニーの映画で大変深い内容で。何ですかね、ジブリみたいな。本当深くて考えさせられる映画だったんですが。こちらの映画は見られた方。本石課長。後ろの新人さん、ズートピア見ました。残念だなあ。あのですね、動物の人間社会の中に動物がいろいろな職業についているんですけど、雌のウサギの警察官とキツネの詐欺師ですね、それが組んでいろいろなことを解決していく中でですね、役場の窓口に印鑑もらいに行くんですよ。その担当の動物がナマケモノなんですよ。これ、役場の方がナマケモノというのじゃなくて、その窓口のその担当している動物がナマケモノなんですけど。これですね、よく、そういう方がそういう部署についたほうがと、まあおっとりしているんですね、その動物が。見られたらわかりますけど、適材適所ということをちょっと、僕は言いたいんですよ。それを今回テーマにしながら一般質問させていただきたいと思います。

それで通告、芦屋町の地方創生について。まち・ひと・しごと創生総合戦略を問うていきます。

毎回ですね、僕、一般質問で地方創生をやっている気がするんですが。芦屋町ではですね、議員がこの中身について提案できるのは、この場しかないのではないかと危惧しております。

去年ですね、議員の、秋ですかね、研修会、元鳥取県知事の片山さん、慶応大学の教授がですね、「地方創生は議会でよく揉みなさい。議会で決めるんですよ。」とアドバイスをいただきました。私ですね、個人的に武雄の元市長の樋渡さんの勉強会に、定期的な勉強会に参加しているんですが。「議員、あれは議会で決めるんですよ。」とよく言われるんですけど、結局、総合戦略ができてしまいました。やっぱりこの一般質問でいろいろやっていくしかないのかなと思っております。

1番、芦屋流移住・定住の推進について。(ア)移住の推進については、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1つに掲げられており、さらに内閣官房の調査によれば、東京都内在住者の約4割が移住する予定とか、または、今後移住を検討したいと答えています。芦屋町においてもこの機運の高まりを逃さず、積極的に取り組むべきであると考えていますが、具体的な施策をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

総合戦略の政策目標1「芦屋の魅力を活かし、新しいひとの流れをつくる」という中の戦略6に「芦屋流移住・定住の推進」があります。この戦略では2つの施策を上げていますが、その1つが「移住・定住推進プロジェクト」です。

この施策では、既存制度の拡充、それから新たな定住支援策、移住・定住のための効果的な情報発信、移住希望者とのマッチング、町内の受け入れ機運・環境の整備、定住後のフォローアップ体制についての調査研究のほか、観光戦略と連携したお試し居住制度による芦屋町の魅力発見や住みやすさのPRを推進しようとするものでございます。

芦屋町では、移住・定住策としてここ数年、さまざまな施策を展開してきました。戸建住宅取得者に対する定住奨励金を初め、中古住宅解体後の新築住宅建築補助金、新婚・子育て世代に対する住宅家賃補助、住まいに関する各種支援制度を打ち出しているところでございます。

このほかにも、移住・定住につながる子育て世代への支援として、出産祝金、小中学生や高校生などへの通学補助も継続しているほか、地域おこし協力隊も最終的には移住・定住を目指すものでございます。

今年の3月、これらの移住・定住支援制度などの効果的な情報発信のために、芦屋町定住支援ガイドブック「あしやで暮らす」を作成しました。このガイドブックは、平成28年3月1日号の広報あしやと同時に全世帯へ配布するとともに、全日本不動産協会九州事務所や福岡県宅地建物取引業協会北九州支部を初め、関係機関への配布のほか、転入・転出者などへのPRのため、役場の全窓口配置するなど活用しているところです。

しかしながら、情報発信の方法については、移住・定住支援制度に限らず、今まで不十分であるとの御指摘をいただいているところでございます。

そこで、平成28年度においては、大きく2つの方法で効率的かつ効果的な情報発信を検討しています。

1つ目は、新婚・子育て世代にターゲットを絞った情報発信です。

具体的には、新婚・子育て世代が手にするような雑誌などに移住・定住を促すような情報を掲載したり、定住支援ガイドブックを見てもらうため、雑誌などに折り込むといった方法を検討しております。

2つ目は、移住・定住の需要が見込める東京圏などでの情報発信です。

具体的には、認定NPO法人ふるさと回帰センターが開催する「移住フェア」などにPRブースを出展し、移住を希望する方と直接お会いし、芦屋町の魅力をPRし、移住のきっかけづくりをするような取り組みを実施していきたいと考えております。なお、この予算につきましては、3月補正の地方創生加速化交付金事業の中で措置しております。

また、今回の補正予算に計上しております北九州市との連携中枢都市圏の共同事業として、東京圏での移住定住などのPRイベントへの参加にも積極的に取り組みたいと考えております。

情報発信以外の取り組みでは、今回の補正で計上しています不妊治療に対する助成制度を7月からスタートする予定ですが、これも移住・定住につながるものと考えております。

今後とも先進自治体の取り組みを参考に、芦屋流の移住・定住策を検討したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

るる、ありがとうございます。

東京圏への情報発信など、改めて聞きたいなと思っていたところをですね、詳しく説明していただきました。また、今、地域おこし協力隊のお二人の御活躍も聞けたかなと思っておりますが、芦屋町の弱い部分をですね、彼ら二人が情報発信をしてくれると。その部分をですね、芦屋町の弱い部分、情報発信をカバーしてくれていると思っておりますが。ただ、彼らは芦屋の町の役場の職員じゃないんですよ。いずれかは起業し、定住をしていくというのが本来の趣旨だと思うんですよ。彼らをかごの鳥にはいけないなと。きのうも町長の行政報告で、新しい風を起こしてくれという話をされていましたが、本当、空気を入れかえるようなことで、かごの鳥ではいけないということを思っております。

僕は、ちょっとああいう方たちはカナリアじゃないかと思っておりますよ。昔、炭鉱、ボタ山に連れて行ったりとか、サティアンとかにカナリアを連れて行くと、危険を察知するとですね、鳴き出すということで。まあそのカナリアの二人を町長はもう身近に置いてですね、いろいろ話を聞いたり、アイデアを伺ったりしていただきたいと僕は思っております。

それで、表1をちょっと御覧ください。参考資料の表の1をですね、これはですね、僕が所属している研究機関のデータなんです。芦屋町の人口予想をこれ、大変厳しい数字が出ています。これは、日本の人口減少問題はですね、日本全体が減少しているから、仕方ないなという意見も聞きますが、しかしですね、地方で一方では人口をふやしているところもあるんですよ。ということはですね、極端に減らす自治体も出てくるということです。そうならないように、地方創生ということで、地方、頑張りなさいということで、アベノミクスだとこれは、僕は理解をしております。

そして、このちょっと下に書いていますけど、芦屋町の人口ビジョンでは、2020年、1万3,859人、そして2030年には1万2,326人と予想されております。私のその表1で

はですね、2020年1万3,102人、2030年は1万507人と大幅に厳しく数字を出しております。

そしてまた、ここを見ていただきたいのが、30代、40代の人数の推移を出しております。その30代と40代がですね、町を元気にする核となる世代だと言われております。芦屋町の人口ビジョンとかいろいろ出てくると15歳から64歳という生産年齢人口という形でしか出てきておりません。企画政策課の方たちはいろいろなデータを持っておると思いますが、この世代がですね、30代、40代が家を購入し、子供をつくり、そしてまた子供にお金がかかる。一番消費する世代だと言われております。この今のままでですね、芦屋町がこの世代が激減するという数字なんです。この世代になると、家を建てようとするときに、町外に転出するケースが多いのですよ。1980年代にバブルが起きましたね。これは、町長が若いころの、40代ですね。30代、40代のころ、このときにやっぱりバブルが起きるんです。やっぱりこの30代、40代を芦屋町に連れて来れないかという施策を考えていきたいと思っております。

例えばですね、ブルーインパルス。大震災の後から2年間ここに、芦屋町にいました。今ですね、その中のブルーインパルスの二人が教官として芦屋基地に帰って来ています。この二人がですね、岡垣に家を建てております。奥さんが北九州出身だったものですから。彼らのように自衛隊の人、いや、人、みんな全てですね、よそと比較して適切な場所を選んでおります。ついでに申し上げますと、芦屋町の人口問題の一番の特効薬はですね、自衛隊の方がちゃんと官舎に住んでもらうということなんです。どれだけの方が、町外から通っているかなといつも思うんですよ。かなりの数がいます。家を建てたら仕方ないんですが、借家ならなおさら芦屋町で借りてほしいのですよ。なぜ、この芦屋町に住みたくないのか。ここを極めればですね、いろいろ解決できる肝になるんじゃないかと思っております。そしてですね、役場の職員の方もですね、たくさんの方、町外から通われているんじゃないかと思うんですが。北九州市の職員ですね、偉くなると、議会に呼ばれるポジションになるとですね、北九州市外の方ですよ、水巻とか行橋から通っている方もたくさんいるんですけど、市内にアパートを借りるそうなんです。そこから通っていると。週末は自宅に戻るかもしれませんが。これ、なぜか。議会ですら、大変突き上げられるそうなんです。この点について、町長、ちょっと何かありませんか。職員の方とか、自衛隊の方が町内に住まずに町外から通われているということについて。意見ありませんか、意見は。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

意見は、今、田島議員が言われたとおりでございます。職員に対してはですね、なかなかやっぱりですね、言いにくい面がいろいろ。やっぱり個人的、基本的人権とか法律であって、上意下

達でなかなか言いにくいところがあるんですが。ちょっと新人職員さんもおられるので言いにくい。後ろにおられるんですね。できるだけ、新人職員の方は町内の方というふうには思っておるんですけども。なかなかですね、芦屋の方で採用試験を受けていただく方がいらっしゃらないということが、ちょっとネックですかね。

それと、今回違う形の中で職員採用試験をやったわけですが。狙いとすれば三十何歳、上限34まで設けさせていただきまして。それから、条件が企業、最低3年間継続して勤務しておることということの条件つきで、全国、いわゆるリクルート専門に頼みまして。なぜそうしたかということ、2つありまして。芦屋に出られて、大阪なり東京なりどこでもいいんですけど、帰りたいという気持ちが、親を残しとるとか。できればそういう方が受けてくれて、採用試験に通っていただけたらなという気持ちがあることと、それからやはり、私も10年目になるんですが、職員、かなり面接させていただいたんですけど、ちょっと若い人はですね、心が少し弱いですね。病気にすぐなる。打たれ弱いというか、いろいろ考え過ぎるのかもしれないんですけど。企業でやはり3年ぐらい、民間企業に入りますと、とにかく厳しく、初めから研修を受けて鍛えられているだろうということで、初めての試みでさせていただいておるわけで。今、次が面接ですかね。かなりの方が応募された中で、25人残ったんですけど、確か2人辞退が。23人、今度面接するようにしております。ということで、非常に悩ましいことをごさいますて、ぜひ、芦屋に住むということを条件につけたいんですけど、1項目、それはなかなかですね、職員採用の場合はなかなかできにくいと。

自衛隊さんにつきましては、いつも年に何回か幹部の皆さんとちょっと意見交換する場面があるんですけど、何ですかね。何で芦屋官舎、あれだけあいているんですかね。私も不思議でなるんですけど。議員もいろいろお聞きになられて、理由はいろいろ。とにかく官舎の中のことは、やはり上司、上司の家族、もう嫌だと。奥さん方が嫌がるんですね。だから、やはり八幡に行くには遠いから、緊急な召集が掛かりますので、郡内、遠賀、水巻、岡垣どうしてもそこに家を建てる場合には移っていくということですね。非常に悲しいんですけど、それはまあ時代の流れかなと思うんですけど。余りこのことも、いつもお願いはしているんですけど。このこともやっぱり基地にとりまして、生活の問題ですから、余りお願いばかりですので、言えませんが。事あるごとにそういうふうな話はさせていただいております。なかなか本音がですね、言えないところもありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

はい、ぜひ若い職員の方たちにはですね、芦屋町に住んでいただきたいと思います。それがま

た郷土愛が生まれてくるんじゃないかと思います。

そしてですね、この30代、40代、いかにこの世代をふやしていくか。この世代にですね、移住をアプローチしていくというのが芦屋町のまち・ひと・しごとの戦略になろうかと思います。芦屋で会社を起業するなどの優秀な人材を求めていかなければなりません。非正規をふやしても仕方ないんですね。

そして通告2の、イ、先般、国からの27年度補正予算では、加速化交付金4,400万が採択されました。早速、移住・定住促進プロジェクトのモデル事業では、トライアル・ワークステイ、また、起業支援プロジェクトでは、チャレンジショップのモデル事業に着手しますが、その概要をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず、企画のほうから、トライアル・ワークステイの件で説明します。このトライアル・ワークステイ事業につきましては、移住・定住につながる事業として、主に3大都市圏の居住者を対象に、仕事と住居を提供し、一定期間お試し居住をしていただきながら、その町での発見や体験、出会いなどさまざまな魅力を情報発信したり、町からの課題に対するレポートや活動報告書の提出などしてもらおう事業でございます。

今回モデル事業として、企画立案から住宅、仕事の選定、関係者の研修、希望者募集、居住者支援、評価検証までを実施し、29年度以降の制度化を目指すものでございます。

県内では8自治体が県事業として、この取り組みを実施しており、近日中に視察を予定しております。新たな芦屋流移住・定住につながるような仕組みづくりに取り組みたいと考えております。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

はい、ありがとうございます。東京にはですね、たくさん移住希望者がいるということなんですけど、各自治体でその奪い合い、スモールオフィスを誘致したり、企業のコールセンターなんかですね、その業務の一部を積極的に誘致しようとしております。その争奪戦が繰り広げられておりますが、何かですね、芦屋町のんびりしているような気がしております。ふるさと納税もそうなんですけど。競艇事業が好調だからかなあとか思っております。町もですね、先ほどからいろいろ説明がっておりますが、定住策や子育て支援、いろいろやっています。しかし、全国の自治体と比べるとですね、平均的なものじゃないかなと思います。そして、でき上がった50の

施策を見てもですね、何か物足りないなと感じるんですよ。今までやってきたことの復唱ではないかなと。そして芦屋釜以外は目立つものがないんじゃないかと思っています。その中でW i - F i のスポットが取り上げられましたが、これはもう今ではどこでもやっております。これをですね、町内全域を前から言っていますけど、町内全域をカバーするならですね、これはちょっと別になってきます。

松岡議員がきょう質問されるかなと思ったんですけど、防災、観光、教育、そしてまた有事のときに、そして平時のときに、もう楽々サクサク使えればですね、これこそどこもやっていない定住促進策になるのではないかと思っています。これをやれば必ず全国でも注目されると思うのですが、いかがでありますでしょうか。質問させてください。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には、防災の関係では、主要なところには1社のW i - F i を入れているという状況になっております。一応この地方創生の中では、観光にも関係したところという形の中では考えていきたいというふうに31年度までには15カ所という形の中では考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

町内15カ所ですか。国がですね、2020年までには全学校、芦屋町だったら3カ所、4カ所ですね。に配備すると。W i - F i が使えるようにするということが先日発表されておりますが、ぜひこれは芦屋町、狭いじゃないですか。15カ所プラス学校、もうちょっとですね。芦屋町に入れば、もう無料でW i - F i 使えるよ。これ、もう本当使っている人ならわかると思うんですよ。けちけち、けちけちして、パケット気にしながら使っている子供たちもいますからですね。何とかこれできないかと思っています。IT社会のためですね。ぜひ検討してください。

そしてですね、芦屋町には各業界のリーダー、商工会、観光協会と、このリーダーが不足しているとよく言われます。リーダーとは、変革しようというリーダーのことです。そのようなですね、リーダーを育てるまち・ひと・しごとの人に関する施策がですね、ちょっと今回は弱いのではないかと思うんですよ。それで、今回、観光まちづくり推進プラットフォーム化モデル事業という協議会がつくれるそうですが、その中で補完支援で人材育成を推進するということがちょっと書かれてありました。これはそのように理解してよろしいのでしょうか。質問です。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

今回、観光まちづくり推進プロジェクトの再構築というのが、加速化交付金の中の大きな1つの目玉になります。この再構築する中でですね、各事業展開が見てとれるわけですが、それにそういう再構築に当たっては、プロジェクトにかかわる構成員、そういう方々に対して、いろいろな研修セミナーを通じてですね、中身の濃い組織にしたいということで、今のところ3月議会でも御説明若干したかと思えますけど、先進地から実践研究者である研修会講師とか、一応年4回ぐらい予定しております。それから地域経済分析システム、RESASと言うんですが、これの活用セミナーを4回、それから専門研修、これはいろいろな地域活動の中で活躍されている方、これも東京圏ぐらいで活躍されている方も2回呼びしようということで、基本的には人材育成の支援プログラムとして大体100万程度を予定しております。まだ具体的にいつ誰を呼ぶという段階まで来ておりませんが、この研修内容によってですね、人づくりが大切ということがわかっておりますので、推進していきたいとは考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

そのプラットフォームですか。議会の議員の参画がちょっと何も書かれていないので、またかなとか思っちゃったりしているんですけど、一般質問でいろいろ提案していけばいいかなと思っております。そしてですね、そういうリーダーが不在しているというようなら、よそから補うと。これも戦略の一つではないかと思うんですよ。芦屋町に欠けているものを、これを移住者から求めればいいのかと思います。

そこでですね、今、地方創生で政府やマスコミに取り上げられているいくつかの事例を紹介したいと思います。僕が出した参考資料の1のですね、表紙の裏をちょっと見ていただけますか。

これ、人口が減少する中、参考となる事例として、事例1、これ外国です。アメリカのトレントン市、ここはですね、荒廃した空き家が犯罪の巣窟となっておるんです。大変危険なところで有名だったんですが、ここをですね、老朽化した住宅を改修しました。それを不良少年たちにその技術を教えたんですね。訓練学校をつくって。そこで、やらせたと。職業訓練、雇用開発を並行実施しました。そうするとですね、整然とした町並みが回復しました。犯罪は減りました。これ、ウイン・ウインとよく言われているケースです。

そして事例の2、パダゴニアという会社です。これ、知っている方も多いと思います。社長も

スタッフも、社員もですね、みんなアウトドア好きなんですよ。ここはですね、日本でも新潟にスノーピークという会社がありますが、このような会社ですね、芦屋町に来てくれればなと思っております。よくここはですね、社員用の託児所が有名ということで、日本からたくさんの方が視察に行かれたりしております。

そしてちょっと神山町とIターン移住者の海士町を飛ばしまして、金沢のシェア金沢。ここはCCRCのモデルとなっております。北九州市もですね、こちらを目指しているということです。

北海道のコンビニのセイコーマート。北海道ではセブン-イレブンよりね、多いコンビニだと聞いてます。続いて、由布院や黒川温泉もこれは御存知だと思います。旭山動物園、これは映画にもなりました。そして、ニセコ町北海道のスキーリゾート、ここはですね、オーストラリアや台湾、香港のお金持ちがとても多い高級リゾート地となっております。そして、岩手県の葛巻町。これはグリーン・ツーリズムでも有名でして、ワインや牛乳をつくっています。また、バイオマスイエネルギーにも取り組んでおります。そして伊賀の里モクモク手づくりファーム。これはモクモクという会社ですね、奮闘しているんですよ。こちらで言えばぶどうの樹のような会社ですかね。そして最後に別府の復活と国際化。これ、皆さん御存知だと思いますが、立命館アジア太平洋大学がこれを誘致しました。6,000人の学生がいて、半分が留学生なんです。大変今、別府がおもしろいと言われております。

こういったところでですね、職員を、若い職員を視察に行かせてほしいなと僕は思うんです。我々議員がですね、いくら視察してもだめです。頭が固いからですね。本当、これからの人々を視察に行かせて、勉強に行かせてほしいと思います。

一番巻末にですね、ダーウィンのこと、進化論のことをちょっと書いています。生き残っていくのはですね、強いものじゃなくて、賢いものでもないんですよ。変化に対応できる、変わることができる人たちなんだということです。

それでですね、神山町と海士町を紹介したいと思います。

この2つの事例はですね、安倍首相や石破大臣、小泉進次郎さんが視察し、注目を浴びているところなんです。とても移住者が多くて、その移住者もですね、優秀な人材なんです。彼らを選別していると聞きました。

まずは、徳島県のシリコンバレーと言われている、日本のシリコンバレーと言われる神山町のサテライトオフィスについての事例です。ここはですね、本当有名になりました。「ガイアの夜明け」という番組でも取り上げられました。ここはですね、神山町がやっているんじゃないんです。問い合わせても役場はもうわかりません。何もやっていませんと言います。ここはグリーンバレーというNPOが事業としてやっていて、元はですね国際交流だったそうです。この町はですね、市街地から車で1時間ぐらいのところ、過疎の町、人口5,300人です。町に

は不動産屋さんがありません。空き家の管理とですね、さまざまな活用ですね、注目されています。1970年ぐらい、2万人近くいた人口がこんなふう減ったそうなんです。5,300人ですね。ここはですね、今、地方創生のモデルとも言われておまして、また、消滅自治体の一つと言われております。過疎は止められない、受け入れる。しかし目を背けないで、攻めの姿勢でいろいろな取り組みやこのNPOがやっております。それがサテライトオフィスです。

今回、芦屋町のまち・ひと・しごとで取り上げたサテライトオフィスの誘致がここを参考にしているんじゃないかなと思っています。この町はですね、ここ10年で58世帯105名、子供が27名が移住してきました。平均年齢は33歳です。空き家を管理して低家賃で貸します。リフォームはですね、大家との交渉で大体自由にできると言います。築100年の古民家に石釜のパン屋などがオープンしました。その活動の大きな柱が3つあって、まず1つはそのサテライトオフィスなんです、ここがですね、デジタル放送が見えにくいという最初からのそういう立地であって、徳島県がですね、そういうことだからということで、光回線を県が整備しました。古民家でもLANケーブルが行き渡っているということで、ここにですね、田舎暮らしにあこがれるIT企業家が社員を引き連れ移住しました。これは大変話題になりました。2010年か13年だったですかね。SansanというITベンチャーで名刺管理のアプリなんかでテレビのCMもやっております。そしてアーティストインレジデンス。これアーティストを使ってまちおこしをやっています。センスのいいですね、おしゃれなアーティスト。海外からの方、2人ですが、3カ月間住んでもらって、オブジェをつくってもらっているということです。

そして最後に、ワークインレジデンスを紹介します。

働き手、これ、起業家を逆指名で誘致します。この町の需用を考えると、パン屋は1件でいいとか。しかし、ケーキ屋やそば屋がないぞ。そんな業種に対して、売り込みの提案書をですね、つくってもらい、この団体が、NPOが厳選します。芦屋町のNPOと全然活動が違いますよね。

また、神山塾というのがありまして、そこから有機野菜の農家が生まれ、それに触発されてですね、それを使ったフレンチ、天然工房のパン屋、オーガニックコーヒー屋さんなど広がりを見せております。芦屋町でもですね、創業支援や空き店舗に家賃半額ですか、支援をしていますが、何か居酒屋とかですね、似たような店舗がふえちゃっているんですよ。こういったことみたいですね、パティシエのいるスイーツ店とかですね、イタリアンとか手打ちそば屋など、そういった指定する、逆指名するという方法もあると思います。

この町にですね、今、移住したいという人が100世帯も待機しているという状況であります。そしてですね、政府は消費者庁をここに移せないかということの実証実験をやっていると聞きました。

続いてですね、参考資料の②、隠岐島の海士ですね、海士町。これですね、先日この町長が

北九大に講演に来まして、それに参加してですね、いただいた資料をちょっとまとめて抜粋しました。

ここもですね、島留学とか特産品で海士町ブランドで有名なところですよ。

ここもですね、超少子高齢化が大変進んでおりまして、財政危機問題などで地方が抱える問題がここに凝縮されていると言われております。その取り組みが大変すばらしくてですね、芦屋町にとっても大変参考になるのではないかと感じております。ここは活性化交付金、8,000万円満額もらったと言われていました。ここはですね、日本海の島根半島の沖合に浮かぶ1島1町の小さな島です。本土から高速船とかフェリーで約2時間から3時間かかります。冬場はたびたび欠航して、孤島化する大変なところですよ。しかし、豊富な魚介と名水100選にも選ばれた湧き水と自給自足のできる半農半漁の島です。コンビニはありません。パチンコ屋が1軒と信号も点滅信号が1つあるだけ。これはですね、島の子が修学旅行に行ったときに驚かないようにということで、擬似で、模擬でつけていると聞きました。

ここも超過疎化、超少子化に苦しんで、夕張の次はここじゃないと言われてたほど、財政も悪化しました。昭和25年ごろは7,000人、人口がいました。今はですね2,300人に減少しております。高齢化率39%です。高校卒業後はですね、ほとんどが島外へ流出し、20代、30代の活力人口が低く、生まれる子供も年に10人前後です。今は十五、六人生まれるようになりました。ここは、離島振興法等の国の手厚い保護を受け、社会資本は整備されましたが、その結果、住民の暮らしは改善されましたが、地方債が平成13年末で101億円、ピークありました。26年度末に82億円になっておりますが、公共事業に依存してきた町の終着駅のようにあります。

そして、町長、今の現在の山内町長が登場します。今4期目です。まず、その町長が取りかかったのが、職員の意識改革から始めました。役場は、住民総合サービス株式会社であると。地域経営は企業経営と同じですと。そして、意識を変えるには、年功序列を廃止して適材適所主義に、組織を現場主義に再編します。つまり、職員が地域を変えるという方向性を示しました。

続いて、平成15年に大合併の嵐が吹きあれる中で、合併してもメリットがないということから、平成15年に合併協議会を解散し、単独町制を決断しました。そこにいろいろ気概が書かれてあります。

ところがですね、小泉内閣の三位一体の改革で、地方交付税が大幅な削減をされました。平成20年度には確実に財政再建団体へ転落が予測されました。これからがですね、大改革が始まったんですよ。住民代表と町議会と行政が一体となって、島の生き残りをかけた「海士町自立促進プラン」を策定しました。それは行財政改革に、守りを固め、また、攻めの方策として、新たな産業創出を強力に推進する戦略の両面作戦でした。生き残るための守りの戦略として、徹底した

行財政改革を断行しました。これらの手法はですね、芦屋町もやってきたとおりでと思います。後でゆっくり読んでいただきたいと思います。

行財政改革の削減効果で、平成17年には人件費の削減効果約2億円。ラスパイレス指数は全国最低値。議員の報酬カットもやって、教育委員の報酬カットもやった。その他の見直しではですね、職員数の見直しや議員定数減、公共事業費の圧縮、補助金や負担金、委託料等の見直しもやり、機能的な組織改革に着手しました。そこに書かれているとおり、組織のスリム化とフラット化で現場主義を徹底しました。そして、適材適所主義に徹した人事異動、年功序列の廃止などの結果、平成19年度予算では、基金の取り崩しなし、収支バランスは改善へ向かっています。

いろいろ書いておりますが、老人クラブからバス料金の値上げや補助金の返上があったりと、日当減額の申し出や、住民からとか、応援の寄附も届けられたりとか、町民が危機感を感じて、住民意識も大きく変革しております。そして、生き残りをかけた攻めの戦略に転じます。攻めとは地域資源を生かし、第1次産業の再生で島に産業をつくり、島に雇用の場をふやし、外貨を獲得して、島を活性化すること、成長を島の外に求めました。そのために大幅な機構改革を断行し、内部部局の職員を減らし、その分を産業振興と定住対策のセクションに重点シフトしました。攻めの実行部隊となる産業3課を設置し、観光と定住対策を担う交流促進課、第1次産業の振興を図る地産地消課、新たな産業の創出を考える産業創出課の3つを設置しました。その産業3課を情報発信基地であり、町の玄関のアンテナショップでもある港のターミナルですね、ワンフロアに置き、現場重視の展開をやっています。

では、何をやっているかというところ、地域再生戦略として、島を丸ごとブランド化して、地産地商を行います。「ちさんちしょう」の「しょう」の字は商いという字なんですね。あらゆる支援措置を活用します。自然環境を生かした第1次産業の再生で、先駆的な産業おこしに取り組みます。島が生き残る道はそこにしかないということなんです。そうしてその産業振興のキーワードを海、風、塩の三本柱に地域資源を有効活用し、ふるさと振興を目指しています。

驚いたことはですね、島の特産品をダイレクトに東京の市場に持って行きました。厳しい東京で勝負して、メイン・ターゲットを最初から東京に置きました。東京で認められてこそブランドになるという。入り口をつくって出口もつくったということです。これこそ地産外商だと思いません。今ではですね、直接東京の大手飲食店チェーン80店舗と取り引きしています。そして、直営の居酒屋を、直営ですよ、その町ですね。海士町の神楽坂に出店して「離島キッチン」という名で月商800万、家賃80万円で採算はとんとんと言っておりました。この町長、熱く語って、「これから地方が主役だ。そして島が生きていくには、若者やよそ者の力が欠かせない。」と言っていました。特産については次の通告でやります。

②のですね、水産物をいかしたビジネスの創出について。(ア) 遠賀漁協合併後の平成16年の

漁獲高最高値は、平成18年度の5億9,100万円、平成25年度では、2億4,540万円となり、比較すると約60%減である。昨年度の漁獲高と衰退する漁業を今後どのように立て直すのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

平成27年度の遠賀漁協の漁獲高は、2億4,820万円、前年度比1.6%の増となっております。また、漁業の今後につきましてということですが、平成28年3月に策定した総合振興計画後期基本計画では、漁業経営の安定化と漁港基盤の整備を主要施策としております。

現在、サワラを活用した新メニュー開発に取り組んでおりますが、新たな商品開発や販路の拡大の取り組みを推進することにより、漁業経営の安定化や地産地消を推進してまいりたいと思います。また、アワビやアカウニなどの種苗放流による、優良な漁場の確保及び漁場の調査及び整備を行い、育てる漁業を支援します。

また、漁港の基盤整備につきましては、平成28年2月に策定しました柏原漁港機能保全計画、これに基づいて計画的に整備補修を実施してまいります。芦屋町の漁業は、小型船舶による沿岸漁業が主となっております。従来から、とる漁業からつくり育てる漁業へということで、ヒラメ、カサゴ、アワビ、アカウニなどの放流事業、漁港整備では、柏原漁港周辺のエリア分けのためのフェンスの設置及び荷さばき所の整備に対して補助等を実施しております。今年度も放流事業及び海の駅の高圧受電設備改修及びLED照明に対して補助等を実施し、漁業振興の支援を行います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

やはり、芦屋町は海なんですよ。それでいろいろやっております、また、いろいろ聞いていつものお答えなんです。

去年の6月議会で、僕は柏原の海の駅のことを問題提起しました。レストランは去年の6月からオープンしていますが、その周辺とかその裏とか、もう、ごみ屋敷みたいになっているところが全く変わらない状況であります。そしてその総合戦略、まち・ひと・しごとのですね、総合戦略では水産物を生かしたビジネスの創出の中で、情報発信や観光要素を備えた直売所の整備について、調査・研究を図りますと打ち出されておりますが、これは、この柏原の海の駅のことではないのか、どうなのか。せっかく今あるものをですね、使わなきゃもったいないんじゃないかと

思うんですよ。

ことしの2月ですね、嘉手納町議会の方が芦屋町に視察に来られました。そのときに、お昼、海の駅に食べに行かれて、「大変、結構おいしかった。」ということでしたが、「お土産に何か買って帰ろうと思ったら何もない。」と。「魚1匹も泳いどらん。」ということ、実はその1週間後に視察に僕らが行ったんですが、そのときに言われました。「いやあ、もったいないね。」ということなんです。あそこは「活魚センター海の駅」なんですよ。本来は、ものを買って行って、生きた魚を買って行って、レストランがあるから食べていくとか。宗像の道の駅とかと同じですよ。それが今、「レストラン海の駅」という状況になっております。それで、どうなんですかね。これちょっと質問でお聞きします。直売所の整備については海の駅も含まれていることよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

この直売所の整備につきましては、まだ現在、調査・研究を始めるというところでございますので、芦屋町のその直売機能ができるような魚類とか農産物、そういったものを踏まえまして、場所等も検討していくようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

柏原の海の駅はですね、レストランとしては多分、もう売り上げはもうマックスだと思うんですよ。海の駅がいいところは1億2,000万ぐらいあったと聞いております。今の売り上げだと半分もいかないなと思っております。やっぱりそのマーケットがそこにあればですね、また売り上げ向上もできるんじゃないかと思うんですよ。

それで町内にはですね、やっぱり外で頑張っている人たちがいます。町長も知っている方だと思うんですけど、中央市場の中で、中卸やっている芦屋の人間がいます。月商4,000万ぐらいあってですね、小売の魚屋さんを2店舗小倉に出していますね。大変すごい勢いで若手の経営者なんです、彼なんか海の駅で魚屋さんができないかという話を持ってきました。海の駅は電気代が固定で30万ぐらいかかっている状況なんですよ。なぜかという、何も入っていないようなこの夏の時期しか使われていないような生けすに水を入れたり、ろ過したり、温度を保ったりする電気代が約30万かかっています、それが、経営を圧迫していると思うんですよ。それに対して、魚屋さんを入れたり、後は魚屋さんが入るなら、肉屋も八百屋も入りた

いという方たちが五、六名集まったんですね。それから家賃を出せば30万円ぐらいは家賃になるんじゃないかと思うんですよ。こういうことを提案してもですね、先ほどリーダーが不在と言いましたが、漁協の組合長じゃそういうこと判断できないんですよ。ずっとたなごらしの状況になっております。せっかくですね、いいビジネスチャンスがあってもですね、窓口になったりする町の人たちがうろたえているような状況だと思います。

それでちょっと先ほどのまた海士町の資料の4ページをちょっと見ていただけますか。この海士町の特徴としてですね、商品開発研修生というのがあります。これ、地域おこし隊のようなんですが、月15万円の給料を出して、家賃1万円もらって、町営住宅も用意してあげるという。これ、1年契約なんですけど、ここから数々の商品が生まれております。この中で、芦屋町でもそっくりそのまま真似できるようなものもあるんじゃないかと思って紹介いたします。

この「さざえカレー」なんかはですね、これも芦屋町できますよね。ヒジキ入れたりとかしてもいいですね。

ちょっと見ていただきたいのが、これ、皆さん御存知の方もいますけど、海士町でやっぱり有名なのは、アビーという会社CASという新技術ですよ。これはですね、細胞組織を壊すことなく、瞬間凍結するんですよ。これをですね、東京の市場に持って行ったり、中国の上海の市場に持って行ったりしているんですよ。これ5億ぐらいかかったそうなんですけど、このとき県からですね、50億の町の予算で5億もかけるのかとぼろくそ言われたと言われております。これはですね、呼子も実はこれをやっているということなんです。これもちょっと検討して、勉強していただきたいと思います。

そしてですね、これは隠岐牛。これ三位一体で公共事業を減らされた建設会社ですね、4社がこれに取りかかって、今では松阪牛並みの価値があるということです。これ、潮風が売り物なんですね。若松の野菜と一緒になんです。潮風をかぶっているとちょっと違うということで、付加価値がつくんですね。やっぱり建設会社だからですね、牧場をつくったり、建てたりするのはお手の物ということで、これも今、評判になっておりますし。

そして、次のページのこの干しナマコ見てください。春先、芦屋でもですね、たくさんの飲食店で、新鮮な干しナマコ、いやすみません、生きたナマコを食べられて、食べております。かなりですね、みんな取りに行ったりとかしているということなんですけど、これですね、芦屋でもね、できるんじゃないかと思っておるんですね。このとき、その若手の開発研修者がですね、これをやりたいと町長に相談して、建屋を建てるのに8,000万かかったと言うんですよ。これ、議会で猛反発くらった、大反対だったということですが、このナマコを取りにですね、漁師は何人も行っているということで、これをやったところ、当たったそうですね。そして今、干しナマコをつくって、干しナマコを加工して、これを中国、海外に持って行っております。

今ですね、世界は日本食ブームなんですね。香港ではですね、日本の食材を集めて世界中へ輸出しています。今、東南アジアはシンガポールとかマレーシアとかが多いんですけど、福岡空港はですね、その今拠点となっておるといことなんですよ。芦屋町なんか実にこれ、福岡空港へはアクセス、近いのでこれなんかやれるんじゃないかと思いました。

ここの町の支援策として、7ページですね。いろいろやっておりますが、芦屋町も同じようなことをやっております。ここ、結婚祝い金、カップル5万円助成します。出産祝い金なんかは4人目から100万円とか大判振る舞いやっています。その結果ですね。332世帯、486人のIターン者が海士町に定住してきました。そして、Uターン者も204人いて、若者、よそ者、ばか者が島おこしの原料になって、都会の若者は可能性を求めて海士町にやってきております。優秀な人たちが集まっていると。移住して来るとお聞きしました。

以上、ちょっと海士町を紹介いたしました。町長、何か御感想はありませんか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

いや、全くあのですね、何と書いていいのかわからない。こういうようなことができればいいなど。やはり、言われるように、人なんですよ。まず、人、人材。それと企画、行動ということですね。まあ研修ということで、若い職員、ことしからどんどん行きなさいということで、研修に行かせるようにしておるわけでありまして。地方創生の中でいつも言うように、芦屋町は海でしょということ言っていますので、そういう形の中でまちづくりをして、定住化に、海の好きな人に住んでいただくということで、今、いろいろな政策を組んでおるわけですが。

一番今ネックになっておるのが、さっき言われました海の駅。非常にあの、川上議員、役員ですのでもなかなか言いにくいんですけど。まあ何とか、あれすばらしい海の駅という名前だけで人が来るんですね。歴史を話せば、もう私は、これはできた当初からよく知っていますのでですね。だんだん、だんだん衰退していつか。ここに責任者がいない。誰がやるのかと。誰がこのトップに立って、マネジメントやって、社員教育やってやるのかいうと、その人がいないということですね、今、たまたま料理長といいますか、板場さんというんですか。その方がいい板場さんが来られておるので、何度か組合長にお話をしたんですが。じゃあこの人が辞めたらどうするんですかというようなことを。

非公式なんですけど、できるかできないかはあれなんですけど、この場で書いていいかどうかということがあるんですけど、この海の駅というのも非常に芦屋のキーポイントになるんですけど、もう芦屋町に譲っていただければですね、一番これがいいかなと思うんですけど。なかなかその辺の話もしたんですけど。やっぱり、国、県の予算、補助金でやっているということで、補助金

事業ということで壁があるということで。もし、そういう役員会で、そういうお話をさせていただいて協議できれば、あとは私のほうで動きますよというようなお話もさせていただいたのが、去年かおととしかそういう話をさせていただきました。

やっぱり、あそこの海の駅がしっかり、本当にしっかりやれば、もうすごい要素があそこにあると思います。それから、芦屋の海岸のほうは港湾がレジャー港になれば、背後地がたくさんありますので、今、議員が言われましたような、いろいろな形の中で自然と起業家が集まってくるのではないかなという、そういう自分の頭の中ではいろいろな夢を描いておるんですけど。とにかくにもこの28年度がスタートでございますので、この加速化交付金もですね、決まったばかりで、企画課は本当に土曜日も出てきて、夜も遅く残業してですね、もう頭、多分パニックになっているんじゃないかなと思います。メニューが多すぎてですね。もうしばらくいろいろな形の中で、温かい目で見えていただきたいと思います。

今は、スタートラインに着いたものもあります。そして、スタートラインに着く前、準備しているものもあります。だから、あと今年度末ぐらいには方向性というのが見えてくるのではないかと考えております。議員の皆様方におかれましても、何しよるんかな。何も見えないというようなことが実態だと思っております。余りにもいろいろなことが多すぎて、やることがですね、なので、職員を励ましてやっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

すみません、うるさいことばかり言って。すみませんでした。しかし、芦屋を思う気持ちと
思っ
て許していただきたいと思います。

では質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時51分散会
